
平成19年第2回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成19年3月12日(月)

1. 議事日程第3号

平成19年3月12日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
10 番	日 隈 久美男	11 番	佐 藤 健次郎
12 番	後 藤 勲	13 番	穴 井 丈 洋
14 番	神 田 義 彦	15 番	安 達 宏 彦
16 番	片 山 博 雅	19 番	小 野 菊 男

欠席議員(1名)

9 番 藤 本 勝 美

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 高 倉 益 雄 議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 公 明	助 役	日 限 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総務課長 兼自治振興室長	小 幡 岳 久
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建 設 課 長	合 原 正 則	農 林 課 長	(欠 員)
農林課参事兼 農業委員会 事務局 長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水 道 課 長	麻 生 長三郎	会 計 課 長	日 限 駿 一
人権・同和対策 室長兼隣保館長	大 蔵 喜久男	学校教育課長	坪 井 万 里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝 原 哲 夫	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行 政 係 長	村 木 賢 二

午前10時00分開議

○副議長（後藤 勲君） おはようございます。

本日の会議に早退、欠席の届が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、1番宿利俊行君、所要のため早退、9番藤本勝美君、所要のため欠席の届が提出されております。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されておりますので、ご協力願います。

なお本日、広報くす掲載のため写真撮影を許可しています。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今定例会の質問者は9名です。

よって、本日12日と明日13日の2日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、3番松本義臣君。

○3番(松本義臣君) おはようございます。

議席番号3番松本義臣です。今年度最後の3月議会で、一番最初に一般質問がされますことは、関係されます皆さま方の暖かいお陰であると、このように感謝を申し上げます。

また、町内の中学3年生、生徒の皆さんにおかれましては、晴れの卒業式にそれぞれ案内をいただきましたが、3月議会の開会日で、出席をできませんでした。お詫びを申し上げたいと思います。生徒の皆さんにおかれましては、それぞれの将来に向かって準備を進めていると思います。自分を信じて、目標に向かって頑張ってください。

通告に従いまして、質問に入ります。

議長のお許しをいただき、一問一答方式で回答をいただきたいと思います。

今回の質問は、昨年8月1日付の回覧、まあ自治委員文書でございますけれども、お知らせで「町立幼稚園再編計画の説明会の開催を町内で4カ所、8月16日から行います。」そういった自治委員文書が各自治区に回されました。私ところの八幡地区におきましては、8月18日にサンホールであるとそういうことで、私も何のことかなと、不安げに参加いたしたところであります。

その中でこの幼稚園の内容は、再編計画の説明でございまして、基本計画、それから具体的な計画、そういったことは、まあ具体的な計画では2年間、失礼しました19年度から森、玖珠、北山田幼稚園3園とし、平成18年度を基準として過去2カ年連続、又は今後2カ年連続して入園児数が一定、1学年定員30人の過半数に満たない町立幼稚園は、次年度より募集を停止すると。そして、1学級定員35名から30名に緩和する。それから廃園になった地区からは、その他の町立幼稚園の通園には、路線バス定期券の補助を行うと、こういう、概略こういうことでございます。

何しく、急なことでございましたので、当日の参加者は27名ぐらいでありました。教員、先生の方、それから小学校PTA役員、それと一部地域の関係者が参加されておったように思います。

その中で、教育委員会からの説明によりますと、平成18年1月に玖珠町就学前教育審議会を立ち上げ、審議会は5回の審議を行ったと。そして3月に答申が出され、そのときに新聞報道で当時されたということでございましたけれども、私もそのときには、その新聞報道を丁度見過ぎており、当時、注意が足りなかったと自分自身反省もしておるところであります。

そういう中で、9月議会で、5名の議員がいろいろな角度から一般質問をいたしました。八幡地区としては、緊急に9月21日に「八幡幼稚園を残す会」を立ち上げたところあります。そして、9月26日に再度教育委員会に説明を受け、そのときには104名の参加者がありました。それを受けて、八幡地区においては署名活動を行い、11月13日に町長それから議会議長に対して、八幡幼稚園を存続する陳情を2,077名、八幡地区住民その他の反対の署名を添えて提出をしたところあります。

私もこの9月議会で質問の中で、八幡地区についての幼稚園の中では、今後の運営体制園児数は19年度は4名、20年度は13名、21年度は10名、そして21年度からは4人と、一桁になります。もうこの実態

を考えた場合、数字上でいけば再編計画そのものでありますけれども、やはりこういうことはもう少し早くから地域住民に知らしめ、協議をし、決定をすべきではないかと。この実態を考えた場合、やはり19年度は、そのときに廃園という説明でございましたけれども、やはり19年度は休園し、そしてまた、その後協議を重ね、そして、この2ないし3～4年間で町全体の幼稚園のあり方を検討願いたい。休園ということは是非考えていく必要があるんじゃないでしょうかと、そういったことを9月の議会では申し上げたと思います。

また、今後の展望について伺ったところ、その回答は、社会情勢を考慮し、将来的に官から民への奉公も視野に入れ、幼児教育のあり方や環境整備について検討していくということのことでありました。そして、9月26日の説明会の折に、就学前教育環境整備についての答申を見させていただき、検討案が1から5案が検討をしておられました。そして、19年度を目処に、4園から2園に再編すると、繰り返しますがそういう答申でありました。

そして、記として4項目ぐらいございましたけれども、この玖珠町立幼稚園再編計画について、平成18年の第4回12月議会において、北山田から請願、八幡から陳情が提出され、議会は採択したところであります。

昨年の8月から12月までの間のことを簡単に経過を説明を申し上げたわけでありましてけれども、その採択した後のその後の対策は教育委員会としてはどういうことをなされたのか。

そして、この①といたしまして、基本計画並びにこの具体的な計画の再検討をなされたのか、この12月の間にいろんな説明会もありました。していただきました。議会の方も5名の一般質問もなされております。そういう中での再検討をなされたのかどうか、それを1点目としてお聞きしたいと思います。

2点目は、「八幡幼稚園を存続する陳情」に対して、その八幡幼稚園を残す会のこれに対してどのように協議なり対応をしたのか。そして、現在19年度の園児募集は停止をされておりました。もう後残すところ半月でありますけれども、19年度の八幡幼稚園の運営をどうするのか、そしてまた、園児をどういうふうにして教育委員会としては進路指導をしていくのか、その状況をお聞きしたいと思います。

それと、3点目は答申の中にあります、「記」の中にあります4項目でありますけれども、「男女共同参画社会及び童話の里を目指す玖珠町として、今後公立幼稚園のみならず、全ての幼稚園、保育園のそれぞれの役割を見据えた幼児教育のあり方、環境整備を検討していく」とありますが、町全体としての幼稚園・保育園教育について具体的な検討や今後の全体的計画の策定等、どのように考えているのか伺いたしたいと思います。

以上、3点をお聞きいたします。

○副議長（後藤 勲君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） お答えをいたします。

幼稚園の再編計画につきましては、平成18年の第3回、9月議会でございますけれども、その折に、松本議員より、町立幼稚園の再編計画についてということで、基本計画及び今後の展望について、また、廃園計画に予定している地区の対策についてということで、一般質問をお受けをいたしまして、その折にお答

えをしてきたところでございます。

本日の質問の再編計画でございますけれども、1点目の、基本計画及び具体的な計画の再検討をなされたのかという1点目の質問でございます。

平成18年の4月、失礼しました、平成18年第4回玖珠町議会定例会におきまして、玖珠町立幼稚園再編計画に係わる反対の陳情及び請願が採択された以後の経過につきましては、平成19年第1回玖珠町議会臨時会並びに今議会中の全員協議会の折にご報告を申し上げたところでございますが、八幡幼稚園を守る会、また、担当の保護者と接触をしてきたところでございます。

お尋ねの、基本計画及び具体的な計画の再検討につきましては、12月議会後の12月26日になりますが、定例教育委員会におきまして再編計画について再度確認をし、現在の再編計画に沿って再編を進めるということを確認したところでございます。

それから、2点目の「八幡幼稚園を存続する陳情」に対する八幡幼稚園を残す会との対応及び現在、平成19年度の園児募集を停止しているが、平成19年度の運用及び該当園児の状況についてでございます。

八幡幼稚園を残す会の梶原会長をはじめ5名の役員さんが、1月29日に教育委員会を訪れまして、八幡幼稚園の存続を再度要望されたところでございます。要望の主旨は、廃園にするのであればスクールバスの対応、あるいは私立保育園に行く場合は何らかの補助、あるいは廃園でなく休園にし、園児数が増えれば幼稚園を再開してほしい等々でございました。

教育委員会といたしましては、玖珠町立幼稚園再編計画反対に関する意見については、重く受け止めておりますが、幼稚園教育を充実させるため、再編は避けて通れない旨を申し上げたところでございます。現在、八幡幼稚園につきましては教育委員会の職務権限に基づきまして募集停止をしておりますが、当分の間、八幡幼稚園は休園としたいと考えておるところでございます。

なお、該当園児の状況でございますが、4名が八幡地区の保育園へ、1名が町立幼稚園に通園することになっております。

それから、3点目の、平成18年3月27日付け玖珠町就学前教育環境整備について（答申）の中の「記」の4点目について、町全体としての幼・保教育について、具体的な検討や全体計画の策定等をどのように考えているか伺うということでございます。

現在、教育委員会におきましては、平成18年7月に策定をいたしました玖珠町立幼稚園再編計画に沿って取り組んでおりますし、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本君。

○3 番（松本義臣君） ただいまの回答の中で、当分の間、八幡幼稚園を休園をすると、そういうご回答をいただきました。それと、3番であります、19年度非常に保護者は心配をしております。4名が保育園、1名が町立の幼稚園ということをお聞きをいたしました。

そこで、今、幼稚園では、これは18年度の数字でありますけれども、幼稚園の使用料が5,300円、育友会費300円、教材費600円、給食費3,900円、それから絵本代、こういった関係で合計1万520円が八幡

幼稚園では徴収をされているようであります。この保育園が八幡の場合も私立が近くにありますので、父兄の方は子どもの安全性、安心・安全を考えた場合、やはり八幡区内に通園をさせる選択をされたと思います。

そこで、この保育園の場合の保育料でございますけれども、条例の中にもありますように、今、私も保育園がどのくらいかかっているのかなあと聞いたところ、保護者2人共稼ぎの場合、平均で、一般会社のところでありまして、平均で約3万ぐらいかかっているのではないかなど。公務員の方では、2人公務員のときには4万円以上になるとこういうことでありました。この中で、毎月3万円というのは非常に負担も大きく、幼稚園であれば1万520円で済むわけでありまして、この差額の2万円、これを町として何らかの補助、また、補助ができなければ何らかの減免措置、こういったことも考えていいのではなかろうかなど私は思うわけです。というのが、この答申書の中にもありますように、この1、2、3これにはそういった条件的なことが触れられて、また、1月29日の、八幡を残す会、教育委員会にも申し入れをしたときにそういう話があったと、そういうことに教育長の方が回答をしたというのは、1月の29日の新聞でも報道されたところでもあります。

そういうことで、この差額についての補助ですね、減免、そういったことはできないかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 坪井課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 保育料と、幼稚園の保育料と、私立といいますがの保育料、確かに今議員さんのおっしゃるような差がございます。基本的には保護者、受益者負担というふうに考えておりますし、現在のところ、再編に伴ってのその差額を町が負担をするということは現在のところ考えておりません。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3 番（松本義臣君） 差額が負担できない、また、減免措置もできないということになれば、非常に保護者は辛いと思います。この八幡幼稚園を残す会は、先ほども申し上げましたように、12月議会に陳情を出しました。そして、1月の28日に、やはり行政の対応があまり前向きに見られない、そういうことで、1月の28日に教育長に現在の状況を確認するために、教育委員会に面接を申し込んだと聞いております。

その結果を聞きまして、八幡幼稚園を残す会といたしましては、この19年度はどうなるのかと非常に危機感を持っておりました。そして緊急に会議を開き、検討をいたしました結果、八幡地区民全員にこの状況を訴えました。そして、自治委員、それから八幡自治会館の文教部会、婦人会、保護者会、小学校のPTA等々組織を拡大してこの問題に取り組もうと。そしてその拡大の組織が出来上がり、2月の23日に町長及び議会に請願書を提出したところでもあります。

これは、八幡住民の本当に強い願意であります。願いであります。八幡幼稚園を存続し、町内どこにいても平等で教育が受けられるよう、本当に切願するものであります。町民の納得いくような教育行政の運営をお願いをいたしたいとこのように思います。それとまた、今後も八幡幼稚園を残す会と十分なる協議をお願いするものであります。

そして、先ほどの答申の中での4点目でありまして、今、学校教育課長の答弁では、今後検討し

ていきたいということをございました。私も、次のようなことが考えられないかなと思い、述べてみたいと思います。今、今後における幼稚園の再編の計画の答申が出されたわけでありまして、1案から5案は、1案が2園、2案が3園、3案が2年保育の導入、4案が認定子ども園の編成、5案が小学校との一元化、本当にこの内容につきましては、各説明会での保護者の意見が、本当に同じ意見が出ました。また、5名の委員さんたちもそういう角度から、本当にこの内容については一致をしたところでもあります。

そこで、新しい案として、なぜ2案にしなきゃならないのかな、それよりももう町内1園にして、スクールバスそういったのを充実させていくということもできないのかなと。それからまた、教育委員会が提示をしております再編計画の中にある、将来的に官から民への方向性も視野に入れ、幼児教育のあり方や環境整備を検討していく、こういう項目がありますけれども、こういう諸々のことを含めて、今後作業部会というのを設けたらどうかと私は思います。そして、1、2年かけて十分検討し、その結論を出し、目標を定めてみたらどうだろうか。先般、中央政府の、これは新聞報道でありましたけれども、幼児教育は純化すべきという意見も出されております。

また、お隣の九重町では、18年の9月18日に小中学校の統廃合を検討している。町、学校再編検討委員会、ここに答申が、ここから短期、長期における再編計画の答申が出ておったのは新聞報道で新しいところでもあります。

そういう1つの目標を定めるということは、私は必要であろうかと思えます。この機会に本町の教育に関する長期計画の検討作業部会をスタートさせたらどうでしょうか。そして、長期計画の策定、是非やってほしい。そして、町民に早く知らせ、その目標を定めたならば、その目的達成を行政、町民が一緒になって行う、こういうことができないのであろうかなとそういうふうに思っております。

また、作業部会には行政関係者だけでなく、多くの町民、保護者等々多くの人が参加するのは当然であります。町内どこに住んでいても、公平で平等で教育が受けられるような再編計画が是非望みたいと思います。そういう作業部会、そういったのを設置をしたらどうかということに対して、そのお考えをお聞きをいたしたいと思えます。

○副議長（後藤 勲君） 坪井課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 幼稚園の再編計画の中の基本計画というところに、先ほど議員が申し上げました「社会情勢を考慮し、将来的に官から民への方向も視野に入れ、幼児教育のあり方や環境整備を検討をしていきます。」というふうに基本計画では謳っております。

将来的には、現在、今、再編を進めてるわけですがけれども、将来的には、今議員が申し上げましたような教育審議会という組織もございますし、組織的にはいろんな組織があろうかと思えますけれども、将来的にそういうところで玖珠町の幼児教育を検討していくということは大事なことだろうと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3番（松本義臣君） 課長の方の将来こういった検討を重ねていくという回答をいただきました。八幡幼稚園は当分の間、休園をしたいと。19年度は本当に何らかの減免措置、補助、補助金そういったことを

まだあと半月もありますけれども、19年度の園児に対しては、この2週間でもまだまだもう1回再検討していただき、良い方向に結論を、八幡の残す会の会が本当に喜ぶような回答がいただければありがたいと思います。

最後になりましたけれども、小幡課長さんをはじめ高倉事務局長さん、日隈会計課長さん、この3月をもって退職と、また、数名の職員の方が退職とお聞きをしております。大変長い間、本当にお疲れ様でございました。今後はまた一町民となられまして、いろいろご指導やまた、いろんなことに活躍していただきたいと思います。皆様方の健康とご多幸をお祈り申し上げ、お礼といたしたいと思います。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本義臣議員の質問を終わります。

次の質問者は、5番秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 皆さんおはようございます。

議席番号5番秦 時雄であります。

通告にしたがひまして、順次質問を行ってまいります。

さて、私たちの任期も残り僅かとなりましたが、1期4年の最後の本会議で一般質問が出来ることを心から感謝を申し上げたいと思います。

まず、初めに総合運動公園の建設事業についてであります。これまで私は一般質問、議会あるごとに、何らかの形でまた、この運動公園について取り上げて質問をいたしました。議員として4年間の一区切り、そしてまた、私もかねてから運動公園の反対の立場をとってまいりましたので、そういう立場の中でまた質問をですね、させていただきたいと思います。町民の皆さんに分かりやすい、明快なる答弁をお願いしたいと思います。

さて、運動公園の建設について、その資金計画、②番、用地購入について、③番、町財政への圧迫、その影響ということをおは今回取り上げましたが、総合運動公園の資金計画については、執行部よりその計画の案としてかねてより出されていることでもあります。しかしながら、あえてですね、この資金計画、また用地購入と、財政への圧迫というですね、その影響についてお尋ねをしたいと思っております。

①番から、資金計画についてから質問をしたいと思っております。運動公園建設事業は、多額な費用がかかる大事業であります。当然そのときの財政状況を見ながら、慎重に進めなければならないことは当然であると思っております。今の国庫補助金、この総合運動公園には15億7,000万というこの事業に充てるという計画がなされておりますけれども、今、国からのその補助金について、その減額の方であります。そうしたときにですね、この私たちの町民の皆さんがやっぱり心配することはですね、そのやはり国庫補助金の見直しそういったものが今後の予算に与える影響について、その資金計画と併せてですね、お尋ねしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

資金計画につきましては、基本設計の段階で町民の皆さんへは昨年の10月1日の発行の広報くすでお知

らせし、また、議員さんの皆さんにも、これまでご質問によってお話がございましたように、お示しをいたしておきまして、国の補助金につきましては、防衛省の民生安定事業と国交省の都市公園等統合補助事業の補助金、合わせて15億7,000万、この補助金を予定しております。

議員ご心配の、国の補助金の減額傾向にある中で、見直しが今後心配されるということでございますが、すでに防衛省につきましては、19年度概算要求も18年度に前倒しをして予算も付いておりますし、19年度についても概算で4月早々には付くのではないかとというふうに判断いたしております。そういった面では、現在のところ国の削減については心配していないところでございます。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） その国庫補助金についてはですね、今、課長の答弁で心配してないということであるようであります。まあ本当に国のいろんな動向がですね、これから動きはあると思えますけれども、やはりいちばん問題は、やはりこの資金についても、町長を中心に、その資金計画というのはきちっとされていることは認められますけれどもですね、やはりその動きというのがやはり町民にとっては心配なるわけでありまして、やはり最終的には、私たち町民にそれが負担となって返ってくるのではないかと、やっぱり本当に素朴なそういった心配があるわけでありまして。

そういうわけで、その資金計画についてこうした質問をしたわけでありまして、②番目の、用地購入についてまいりたいと思います。その用地の取得についてでありますけれども、これから各土地の所有者の方と折衝が行われですね、その単価が決まることでありましようけれども、一般的には、その運動公園などの大型、大きな面積を必要とする大型事業の候補地というのは、中心、町の中心より郊外の山や丘陵地などの土地価格の安い地を選ぶのが普通でありますけれども、本町のような国道沿いの土地になると、その取得価格はどのようになるのか。これはですね、私たち町民のやっぱり注目の一つの的であります。果たして土地代としている計上しております10億円で買えるのか、本当に買えるのか。これは本当に私をはじめ町民の方がですね、注目していることだろうと思っております。

公共事業は、こういった大型の事業は一度スタートするともう引き戻しができなくなる。ただひたすらにですね、その完成を目指して、事業が進行していくものであると私は思っておりますけれども、仮にこの土地の購入費が大幅に増えるようなことになれば、その財源はどのように確保していくのでしょうか。これはですね、10億円内で購入、取得できたらいいんですけどもですね、土地の価格というのは非常に流動的なものでありまして、そのときによって、やはり高くもなる、安くもなることもありましようけれども、どうしてもですね、いろいろ私は土地のこの価格、まあ10億円弾いてみますとですね、本当にこれだけの金額で取得できるんだろうかということが非常に疑問に思うわけですね。そういうときには、これはまああくまでもそれは10億円以内に収めるんだという考えもありましようし、それは土地の値段が枠内に収まらなかったらしかたないじゃないか、これは増額した分措置をしてそれは買ってやり始めたら事業を進めていかなくてはしかたない。やるんだというお考えなのかですね、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 合原課長。

○建設課長(合原正則君) 10億円で買えるのかというご質問ですが、当初10億円で予定してございました。現在の段階では、まだ正式鑑定を行っておりませんので、その価格はできておりません。まあ鑑定に沿って用地をお願いするという形になりますが、もうご存知のように、土地についてはまだ下がっておりまして、やや下げ止まりになってはおりますが、議員ご存知のように、国道交通省の土地鑑定委員会の公示ということで、毎年1月1日に公示されたものが発表されておまして、玖珠町の標準地、基準地等がございます。これについては、大きなところでは、3ヵ年では12.5%下がってると、また、7.1%と、また、大分県が出しております国土利用計画、7月1日公示でございますが、これについても、大きいところでは14.5、13%と、こういう形で下がっております。そういう意味では、予定している価格よりも下がるんではないかというふうにも思っておりますが、これは地権者の考えで、売り手、買い手の話になります。さらに、公共工事で土地を買いますと、事業認可をして公共に売る場合、これは民間と違いまして、1人1回につき5,000万円という控除がございます。そういった面もございますので、用地交渉にあたりましては、そういったものを十分加味しながら地権者の方にお申し、予算の枠内で買えるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(後藤 勲君) 秦君。

○5 番(秦 時雄君) 今、課長が言われた特別なそういった控除とかですね、があるということでありまして、これはあくまでもやはり個人対個人の、個人とのこの折衝でありますし、非常にこの土地価格、公示価格がいくらからとってその価格で買えるのかというのは、本当に私どもには分かりませんし、その購入者ですね、お考えもいろいろあるかと思っております、そこら辺で、結局土地価格については、非常にやっぱり、勿論私たちをはじめ町民の方が大変注目をしております。

そういうことで、この、まあこれはどうなったからどうするというところでありますけれどもですね、そのまあ超過することも考えられるわけですね、安くなることも考えられるしですね、超過するようなことがあっても、やはりこれはこの運動公園のその事業に示されたあの全体は、事業を進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長(後藤 勲君) 合原課長。

○建設課長(合原正則君) あくまでも、超過したときという場合ということでございます。その場合につきましては、大枠で予算を考えておりますので、施設等については、やはりそういった面で削減するなりして、予算の範囲内で買えるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○副議長(後藤 勲君) 秦君。

○5 番(秦 時雄君) ③番目の、町財政への圧迫が懸念される。その影響についてということでありませぬ。

この運動公園も、実際的に今年から土地の取得に入っていくわけでありまして、私たち、私も非常に懸念してるのがですね、インター前のふれあい広場整備計画というのがありますし、また、機関庫ですね、この事業もあります。そうしますと、現実的にインター、とりあえずインター前のふれあい整備計画も、実際に20年、21年度事業を進めていくということになっておりますけれども、これはやはり運動

公園の事業と並行してやっていくわけでありませぬ。そこら辺で、非常にまあどのくらいの資金、事業計画をされておるのかちょっと分かりませぬけれども、非常にこれを並行して、あれもこれもということになりますと、この町の財政のですね、何らかのその影響がないのかというのが心配をするわけでありませぬけれども、そこら辺のことを伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 何らかの支障はないかというご質問でございますが、この運動公園の建設にあたりましては、起債を2億5,000万借るよう予定してございます。これについて、起債につきましては、議員ご承知のように、優良債として借入れをするわけございまして、補助事業の金額を除いた財源、これについて100%借りられます。で、この100%の充当につきまして、そのうちの70%が交付税としてまた返ってまいります。で、この返済についても長期で返済すればいいということになります。ですから30%分が長期で返済をするという形になります。

今後の用地の買収、造成、施設の建設と、平成25年度に完成に向けまして事務を進めておりますが、この予算につきまして、その年度ごとにそれぞれの年度の予算に組み込みまして、議会に提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。財政運営に支障のないように慎重に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） この運動公園の建設について最後の関連質問でありますけれどもですね、総合運動公園事業32億6,000万ということで、この枠内で事業が本当にできるのかどうか、それは皆さん努力してやることは間違いないと思いますですね。まあ32億6,000万で本当にこの事業ができるか、その見通しはですね、そういう甘さとかそういうのはないんでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 自席の方でお答えさせていただきます。

先ほどからのご質問の中で、財政への圧迫というものを心配されておりますが、財政への圧迫というよりも、この事業を実施するというのは財政そのものであります。いかなる事業であろうと、たとえこの小さな事業でありましても、全て財政に影響があるのはご存知のとおりでありまして、その影響の度合いというものを最小限少なくするために長年にわたって緻密な計画を作り、事業実施に着手するのがいわゆる地方自治体の財政運営の基本でございます。

そういうことから、運動公園につきましても、すでに平成9年度から財政上の措置を取ってきて、そして現時点で、起債とか国庫補助金等を十分に受け入れて、一般財源の持ち出しを1,000万で収めようという計画できてるわけでありませぬ。その計画がオーバーするんじゃないかとかいうことについてはご尤もでありますけれども、どういうことで心配されているのかちょっと分かりかねますけれども、事業計画は事業計画でありました。先ほど秦議員もおっしゃったように、時代の流れ、あるいは国庫補助金の動向等によって、計画変更されていくこともあり得るわけでありませぬ。しかし、常に町民への負担あるいは将来への財政負担、そういうものを考えて事業を実施していくのが、文字通り事業実施であると同時に、経営で

ありまして、その辺は十分留意してやっていかねばならないというふうに思っております。

したがいまして、本当に32億6,000万円という現在の資金計画でできるのかというご質問については、むしろなぜそういう心配をされるんですかということをお聞きいたしたいというふうに思っております。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5 番（秦 時雄君） そこで、今なぜ心配されるのかという町長の逆の質問でありますけれどもですね、先ほど言われたように、私が言ったようにですね、その国の方針とか、それとか土地の価格、土地ですね、購入費、購入はどのくらいで購入できるか、そういうことを全体的に見たときに、やはり町民、私も心配するわけでありまして、町が示したこの32億6,000万でできればですね、それでよしとするわけですけども、そこらへんの超える部分について、それがいろんな町の独自の施策に、また、その施策が町民のための施策に影響があるようでは、本当に心配だということでありまして。

この行財政改革5か年計画のこの表紙の中に、表紙の中にこの「身の丈の自立、小さな自治のシステムづくり、行革で子や孫らに勇気と希望、頑張ってきたお年寄りに元気と安心を」と、これが載っております。これは良い標語だと私は思っておりますですね。ですからまあ本当にこの勇気と希望、頑張ってきたお年寄りに元気と安心をされるようなですね、やはり本町になっていかななくてはならない。そしてまた、議員としても、それが一人としてそれが責務だと思っております。

運動公園の質問については、以上で終わりたいと思います。

続きまして、保健施策についてであります。

この後発医療品（ジェネリック医薬品）の推進で医療費の削減ということでありまして。この本町でも医療費が伸びているわけでありまして。そういうことでこの後発医療品を大いに町民に理解していただいて、使えるものであればこの医薬品を使っていったらどうかということの提案であります。

2006年4月の医療制度改革で診療報酬が改定されましたし、患者が医師に高い新薬ではなく安いジェネリック医薬品の使用を申し出れば、医師が、処方箋の後発医療品の変更可の欄にですね、後発医療品、いわゆるジェネリック医薬品の変更可の欄に、署名もしくは記名、捺印をすればですね、薬剤師はジェネリック医薬品を処方できるようになりました。

さて、現在の年間の医療費は約31兆円にもなっておりますが、そのうちの約2割が、6兆円が薬剤費であります。これは世界の中で非常に高い比率であります。厚生労働省の試算では、2025年には医療費が約69兆円、このうちの薬剤費は約14兆円になるとも言われております。もしそのとおりになったとしたら、確実に国民皆保険制度は崩壊をいたすことであらうでしょう。国民医療費のうちの3分の1は糖尿病などの生活習慣病です。生活習慣病は、生活態度や習慣を改めれば改善をする場合が多くあります。診療の基本は適切な問診だと思っております。けれども、適切な問診を行ったとしても、例えば医者から薬を処方されても服用するかどうかは、自分で判断するという場合も日本人には多いと聞いております。日本薬剤師学会の方の話では、患者さんの中の30%が、処方された薬を全く飲まないか、処方どおりには飲んでいないと発言されています。医薬品のうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験によって有効な安全性が確認された医薬品が先発医薬品で、また、先発医薬品の特許が切れた後、再び承認された医薬品が後発医薬品であり

ます。テレビのコマーシャルでおなじみのジェネリック医薬品であります。

医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品は、1万種類以上あるそうであります。国保年金課資料によりますと、2005年の3月現在、6,600品目が後発医療品と登録されています。しかし、その後、後発医療品の市場シェアは、欧米では数量ベースで50%~60%を超えているそうでありますし、日本では一番多いデータでも、その数量ベースで約16%、価格ベースで約5%程度にとどまっています。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の価格は、高くても新薬の70%、ものによっては15%程度で、開発のコストがかからない分、安い価格になっております。そして、日本の後発医療薬品は世界でも最も厳しい基準の下で承認されているといわれております。1年間の薬剤料を後発医療品に切り替えれば、約1兆1,000億円の医療が安くなると試算されています。

そこで質問でありますけれども、保険者である本町は、医療費の増大の危機感をもって町民にさらなる負担を求めることよりも、まず先に、医療機関に対する後発医療医薬品の評価を通じて有効性が証明されているものに関しての、後発医療品に置き換えていただくことの働きかけを行ったりですね、先に述べましたが、昨年4月に処方箋が変わりましたが、薬剤師による代替調剤が可能になったのを機に、保険医薬品に対して、説明と同意に基づく後発医薬品の処方していただくことの働きかけ、そしてさらに町民に対する後発医薬品を処方していただくことの働きかけ、さらに町民に対する後発医療品に対する啓発等周知徹底等に努めることなどを私は図るべきだと考えますけれども、その考えを伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

後発医薬品の件については、近年いろいろな形で宣伝をされているようでありますけれども、いろいろな資料を読みますと、まだいろいろな問題点もまだ指摘をされてるようでありますけれども、医療費等を下げていく、あるいは町民の負担を下げていくという視点に立てば、そうしたこの後発医薬品の持つ意味は大変重要なものがあるかと思ひますし、私どもも今日では、今、長寿社会であります。平均寿命も延びております。その課題は、単なる平均寿命の延伸でなくして、健康寿命を延ばそうと、そういう取り組みを行っております。そうした取り組みが、結果的に医療費の削減、あるいは介護保険事業費の削減、国民保険事業の削減、こうしたものに結果的にはつながっていくものだろうと確信をしておりますし、後発医薬品の問題も貢献をするものと思っております。

今、議員さんおっしゃいましたように、後発医薬品、大変安価で、安い価格で在庫のための費用というものも安く、値引き率も大変高いということで、医師が院内（病院内）で処方する場合に多く使われてきたと聞いておりますし、議員さんも先ほどおっしゃいましたように、2006年4月からの改正で、医師が後発医薬品への変更欄というものが処方箋の中にありますから、それに署名をすれば後発医薬品に変更して調剤することが可能となっております。こういう状況であります。

しかしながら、この後発医薬品に関しては、最終的には医師の考え方というものが大きく左右されるものだろうと思ひます。そのことと併せて、町の権限といいますか、所管といいますか、こういうものがちよつと及ばないところもございまして、議員ご質問のこの後発医薬品の推進について、大分県と協議しなが

ら、協議や検討を行って、適切な方向で検討を行ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） 医療費を削減するために、これは非常に有効な一つの手段といたしますか、思います。是非ですね、まあ県でいろいろ検討させてもらおうということでもありますけども、こういう形で各自治体がですね、まあできたら安いそういった医薬品を使って、同じ効果がある薬品がたくさんある。私、専門家ではありませんから分かりませんが、専門家の方によりますと、新薬でも後発医療品、古い、古いとはまたちょっと感じが違うんですね、要するに効果があつてまた現在も製造されて作られている有効な薬品ということでもありますけども、そういうのが処方箋でできることになっておりますんですね、これは行政が積極的にお聞きをして、そしてまた広報などで掲載していただくのも非常に有効ではないかと思えます。でないと、町民の方はよく分からないと思えます。こういうことになっておるといことがですね。その点またよろしくお聞きしたいと思えます。

続きまして、②番目であります。

今後より一層の創意工夫によって町民の健康増進、町民の負担削減、そして保険制度の維持に努めるべきであるというその考えを伺うということであります。

本町は、いろんなですね、転倒防止とかいろんな施策を講じて、健康増進、そして高齢者の方がけがをしない、足を、骨を折らないように、そういう施策をとって一生懸命やられていることは重々承知しておりますけれども、この今のさらなるですね、私はそういったことに、健康増進のその施策についてはやっぱり努めるべきだと私は思っています一人であります。そのお考えをお聞きしたいと思えます。

○副議長（後藤 勲君） 松山課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 議員ご指摘のとおりだと考えております。先ほども申しましたとおり、健康づくりあるいは保健予防教室等積極的に取り組んでおりますけども、特に、健康と言え、高齢者のみならず乳幼児期から学童期、そして青壮年期、そして高齢期と、それぞれのライフステージといたしますか、世代に合った形でこの事業を現在進めておりますし、その結果が、全ての方々がより高い生活の質を持つという大きな目標を掲げて現在やっております。

こうした取り組み1、2年の短い期間ではなかなか結果が見えないだろうと思えます。5年、10年の長い長期的視野を持って、今後とも事業を展開していきたいと思えます。特に、その場合においては、高齢者など各種の事業に自主的に、かつ簡単に参加できるような仕組みづくりと、それを支えるリーダー等を育成するように力点を置いて、今後とも推進したいと思えます。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5番（秦 時雄君） この健康増進策については、平成15年の6月議会の一般質問のときに、1つ提案をしたことがあります。その提案はどういうことかといいますとですね、玖珠町内には非常に豊富な温泉があります。それともう1つ、温泉を利用したですね、温泉活用した健康づくりというのは全国的に行われている施策でありますし、この玖珠町内の豊かな温泉を活用した健康づくり、これを行ってほしい

というのがですね、私、当時の平成15年6月議会での一般質問でありました。その本町の温泉資源の活用を見直して、温泉療法が医療費の抑制に効果があるとした、これは6月議会で私が述べたことであります。国民健康保険中央会の調査報告書は大きな示唆に富むものであります。温泉を有効に利用した健康づくりの取り組みが必要だと考えます。医療費の減少した市町村の特徴としては、その施設の中にですね、診療所を温泉施設の中に併設をしまして、そして保健師による温泉施設での健診などを行う。そしてまた、健康づくりやスポーツ活動に温泉を利用し、その効果が報告されておりますし、その全国の市町村でも、その温泉活用療法によってですね、5%から9%の医療費の削減が立証されておるといことであります。

その温泉療法が高齢者の外出の促進にもつながり、引きこもり防止に効果を発揮することが報告されております。今後、高齢者医療の増大等によって、病気の予防や健康づくりの対策が要望される、温泉療法の発展と、温泉の効果を生かした特色あるまちづくりは、今後、大いに推進する価値があるといことでありますし、本町もですね、そういった豊富な温泉を利用したその健康づくり、若い人、また高齢者の人たちのその健康づくりに取り組む必要があるのではないかと私は思っております。いかがでしょうか。これはちょっと通告にはありませんけれども、関連質問でありますけれども、そのお考えがありましたら伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 松山課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 温泉を利用した治療でありますけれども、確かに温泉の効能はよく聞いておりますし、全国あちこちからそういった温泉を利用した施設のことも事案として聞いております。本町では、老人福祉センターを活用して入浴してもらう。そして、そこで社会福祉協議会の事業も、福祉事業も取り入れて絡ませて、そういった一つの温泉治療と言えば治療になりますけれども、利用したそういった高齢者施策を、今現在推し進めているところであります。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5 番（秦 時雄君） まあ是非ともですね、これからの本町の医療費、また、元気な人をつくるためにもですね、また、医療費の削減のためにも、そういった温泉療法の施設なりを造っていただくことも非常に効果があると思っておりますので、これは是非考えていただきたいなと思っております。

以上をもちまして質問を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 16番片山博雅です。

本日は、通告の1、人口減、過疎化防止について、2、熟年者の定住について検討をしているか、以上2点について、議長の許しをいただき、一問一答方式で質問させていただきます。

平成17年10月に実施された国勢調査では、地方の人口減が目立っており、都市への流出など社会的現象と出生率の低下など自然減があり、昭和30年に2万8,622名から本年2月現在、総人口1万8,662名となっております。町内で雇用できる職場もなく、経済も期待できず、地方財政が悪化している現在、公共投資、所得の伸びも望めず厳しい時代であります。

町の人口減対策として、若者層の就業の場拡大のために、地場産業の創出や育成、企業誘致など町民一体となって努力しなければならない現状です。町として人口減少の対策をどう進めるのか、人口減少と関連するが定住促進対策であり、若者層が町外へ流出し、住民は高齢化する一方で活性化しようにも打つ手が無いのは全国過疎市町村の共通の悩みであり、本町も出産祝いなどの各種対策を講じているが、人口を減らさせない特効薬や斬新的な対策はあるのだろうか。

過疎地域問題調査会が地方転入者意識調査をしたところ、転入前に抱いていた理想と現実との間にギャップが見られ、地方に努力を期待する点として、1、都市と同様な交通や生活の便利さ、2、魅力ある仕事場の確保、3、公共施設の整備、4、文化・娯楽施設の整備、5、教育施設の整備が指摘されております。

さて、我が町の定住環境の整備はできているのか伺います。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それではお答えしたいと思います。

定住環境の整備の前に、本町の人口の推移を申し上げながらお答えしたいと思います。

本町のこれまでの人口推移を見ますと、昭和35年には2万8,300人が住む町でありましたが、その後、高度成長期を中心に都市圏への人口流出が続きまして、昭和40年代後半から50年代にかけては、工場立地や自衛隊移駐などによりまして人口減少に歯止めがかかりまして、2万2,000人台に落ち着いたかのように見えてましたが、その後、他の市町村と同様、過疎化・少子化の進展によりまして、人口減少が続き、平成2年の国勢調査では2万907人と、再び大幅減少傾向となりました。平成7年の国勢調査では、1,348人減の1万9,659名、平成12年には、671人減の1万8,988人、平成17年には、711人減の1万8,276人と、その人口減少も半減してまいりました。

この人口減少に歯止めをかけるために、情報化、高速交通化に対応した定住環境整備として、起業家の支援、農業をはじめとする地場産業の育成、雇用の場の確保としての企業誘致などに積極的に取り組んでおります。また、出産、子育て等に対する支援や、生活様式の変化などに対応するため、水源の確保を図り、上水道、簡易水道給水施設や、飲料水供給施設整備事業などによる水環境対策、合併処理浄化槽の普及拡大、ごみ対策などの環境美化運動などを通じて、河川の浄化や自然景観の保全対策に向けて取り組んでおります。

さらに、文化施設の整備や憩いの場、ふれあいの場、スポーツの場として運動公園建設に向けての取り組みなど、定住環境の整備を着実に進め、本町が「住みたい町、住みやすい町、住みたくなる町」となるよう取り組んでいるところであります。

ご案内のとおり、厳しい財政状況の中ではありますが、以上申し上げましたような定住環境の整備をすることで、本町を離れていく人が少しずつ減少していき、併せてUターン、Iターンする人が増えてくるのではないかと考えのもとに、積極的に取り組んでいるところでありますけれども、決してその道のりは必ずしも容易なものではありません。議員の皆様方のお力をお借りしながら、定住促進に向けて尚一層の

努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（後藤 勲君） 16番片山君。

○16番（片山博雅君） 今、課長の答弁をいただきまして、進捗しているという報告ではありますが、数字的にいったらどのくらいなるんだろうかというのがやっぱり疑問になってくるわけです。

これは、玖珠町の第四次総合計画、これは平成13年から平成22年の計画の中に、課長答弁がありました「町の将来像」ということで、「美しい自然とうるおいのある定住環境を創造する」という項目がずっと出てるわけです。その中で、上水道の整備とか産業廃棄物の処理の徹底、住環境と公共住宅の整備と、いろいろ出ております。ただ、疑問になるのが、もう平成19年に入っております、この第四次総合計画は終盤に近いということで、それなりの拍車、ムチを入れてる状況ではないかと思うんですが、経済的いろんな面で前に進まない事業もあるのではないかと考えております。

課長の答弁が長いので、結論的にどのくらいの進捗率か伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） どのくらい進捗かということですがけれども、なかなか数字的にきちっと把握してませんので、ここで答えることはできませんけれども、着実に進んでおるのはご案内のとおりです。私が知っておる方でも、かなり福岡の都市圏から玖珠、玖珠町で言いますと北山田、小田こちらの方ですね、いろんなところに移り住んで来ておりますし、また、若者も、少しずつではありますけれども、増えてきております。特に、私、前農林課長をしておりましたけれども、養豚農家、それから畜産農家これは若い人がもうものすごく帰ってきています。八幡の方も帰ってきてますし、そういう帰ってきた人との会合の場ができるの良いなと思ってますので、その事務にならないと、いくらとどまって、いくら移り住んできたかはちょっと把握してませんが、将来的にはそういうことも検討し、はっきりした数値、進捗率が分かるように申し上げればいかなとそういうふうに思ってます。

○副議長（後藤 勲君） 片山君。

○16番（片山博雅君） 確かに数字的には難しい面もあると思います。ただ、こういうのがありますね。兄弟が10人おって、ああ10人じゃ難しいか、兄弟が5人おる。この兄弟は1人1億円ずつの貯金を持っている。こうなってきたときに、1人だけが5億円持っている、4人は一銭もなくて借金ばかりしとる。しかし、統計ではそうなるわけですが、今、課長の答弁では、確かにいろんな事業をやっている、それぞれの成果が出ているわけですが、その成果に、その事業が全部の町、全部の地域にどう影響していくかということがまたでてくるのではないかと考えております。

こういうことですね、この総合運動公園とかいろんな面で確かに前向きに前進してるのはもう認めますけれども、そういうこの総合計画に基づいて、これ一つの指針でありますので、前向きに前進していただくことを期待しております。

次に、人口増、過疎脱却に熟年者の定住化について伺います。

玖珠町に定住する熟年者に50坪の土地を無償で提供し、家を建てる材料と建築は玖珠町に限定すれば、人口増と経済効果もあり、町長としての所見を伺うとの平成16年6月議会の一般質問に対し、小林町長は

「土地を提供し、家を建て、人生の残りを定住してもらおう考えは前々からあったと考えている。町として土地の分譲案もあるが、民間企業との問題もあり、今後検討ではなく調査研究したい。」という答弁をいただいております。この、その後の調査研究について、町長にお願いいたします。町長に伺います。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） ご指名でございますので、自席からお答えさせていただきます。

定住条件というお話、あるいはこの人口の増加ということにつきましては、私は2つの基本的な要件が必要だというふうに思っております。1つは、これは2番目に取り上げる方が多いんでありますけれども、1つは生活環境の整備であります。その町に住んでも、医療機関はないわ、教育施設はない、博物館も図書館もない、道路も未舗装である、そういう町だとなかなか、分かりやすく言えば住みたくないのが人情であると思います。とりわけ、企業誘致等を通じましてつくづく感じますのは、買い物のチャンスさえないところでは住みたくないというのが、企業にしてみれば立地したくないというのが本音でありまして、暮らしやすいと申しますか、生活環境の整備がまず第一だというふうに思っております。

それともう1点は、定住するためには、本人なり家族なりがそれで生活していけるだけの、いわゆる生業として成り立つだけのものがある。例えば基幹産業であります農林業等の振興、あるいは企業誘致等によって所得が増えるようにしなければならぬ。生業が育つ整備というのが2つ目の要件であると思っております。そして、全国的に共通した問題としては、少子化への歯止めだとかそういうものがあるわけでありまして、当町にとって必要なことは、まず第1に生活環境の整備、そして、生業としての条件整備だというふうに思っております。

そこで、お尋ねの、UターンとかIターンの方々に、あるいは熟年退職等の方々に土地を提供して、家を造ってあげて住ませたらどうかということではありますが、基本的にその建物なりを、固有財産、個人の財産であれば、町が無償でそれを造ってあげるとかそういうことはできないものであります。あくまでも定住のための助成の範囲にとどまるべきでありまして、支援ですね、その範囲にとどまるべきだというふうに思っております。

お話の中の、その土地の分譲等がその例であります。土地の分譲等につきましては、これは時価で適正な価格でお買いいただくということになるわけではありますが、これは決して個人財産の全面的な譲渡ということではないわけでありまして、ただ、その場合も、宅地分譲ということに限らせていただければ、当町内の情勢としては、民間事業者の方がそれをやってくれるわけでありまして、その活動というものと競合の問題等がありまして、なかなか地方自治体が個人の土地の造成をしてそれを販売するということは、制度的には開発公社等のできるわけでありまして、民業の圧迫という視点からも考えますと、なかなか取り組みにくい点があるという現状でございます。ご理解をいただければと思います。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 片山君。

○16番（片山博雅君） 町長の平成16年の一般質問に対する調査研究の今の発表がありましたけれども、土地を無償で提供という表現もしておりますが、これは貸し与える、貸与という方法もあるのではないかと。

それと、家は個人財産であり活動の共有とかいろいろの面で今答弁されましたけれども、家は定住する人が当然購入する、材料も、家を建てる材料代とか大工さん等全部玖珠町の人を使う、こういう内容の質問だったと、答弁、一般質問の議事録を見ますとそのようになっております。

町長も、そういう面で良い方向にきてるんじゃないかということで、町長にこの際、機会を得て一般質問しないと、町長も、いつ質問してくれるんだろうかと期待してるんじゃないかと思って私は質問をしました。まあとにかく玖珠町の人口を増やす案としてはいろんな案がありますけれども、そういう案をいっぱい投げかけて、そして良い方向に向かっていく努力をしていただきたいと思うております。

特に、玖珠町は自衛隊さんが、九州ただ一つの戦車部隊ということでまいるわけですが、そういう人たちを対象にしてやれば、定年後も、私みたいにふるさとに帰らなくてこっちに定住するという方も増えてくるのであって、その方向に努力していただきたいと思うております。

次にいきます。

次に、2項目、町民皆水道について、①、独立採算制が原則の企業会計では水道料金を財源としており、本年6月1日水道料金の引き上げで経営が改善されるのか。10年先の収支について将来の見通しは出ているのか、お伺いをいたします。

○副議長（後藤 勲君） 麻生水道課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 議員さんの設問にお答えしたいと思います。

今回の改定によって経営が改善されるか、また、それに伴ってこの先の将来的見通しはどうかということではありますが、今回の改定により改善されるかについてであります。水道料金は水道サービスの対価、利益でありますから、できるだけ安く、かつ公平でなければならないということとともに、地域住民、いわゆる給水を受けている利用者の要求する給水需要が、質、量とともに満足できるように適正に定めていかなければならないというふうになっております。

したがって、水道事業者は水道料金の低廉化、利用料金を安くということを図るために、事業全般にわたる経営の効率化、能率化、省力化、いわゆる経営効果に最大の努力を図るべきというふうなふうに考えております。また、事業の効率的経営を前提とする限り、給水に要する原価を償う、要するにそれにかかった費用はいただきますよというふうな形でありますけど、こういうふうにされております。

今回の改定は、過去の実績及び社会情勢の推移に基づき、給水需要予測をした算定で行っております。料金算定期間は、水道関係資料によりますと、3年から5年を基準として、適正な範囲で長期化を図るものとなっております。本町の場合は、過去8年の実績を基に、3ヵ年を計画した算定で計画をしております。また、中・長期計画の5年から10年先については、現在、厚生省指導の下で、平成20年度までに、水道ビジョン政策目標の作成が求められております。したがって、中、長期計画については平成19年から20年にかけて作成をしていきたいというふうなふうに考えています。

また、財政や給水については、3年ごとにフォローアップしていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 片山君。

○16番(片山博雅君) 水道課長、水道儲かってますかと聞かれたときに、儲かってますというのは、昔は儲かってたそうですね。これで、今の質問の答弁で、できるだけ安く提供すること自体が、水道経営についてはおかしくないかと私は思っております。まずですね、確かに質問の内容の中で、10年先とかいろんな見通しというのは、今答弁がありましたように、給水需要予測等を勘案しながらやっていかなければならないということで、後のこの監査報告等について前後する案があるんですけども、こういう中で、今、水が飲料水が不適な地域がたくさんある。その地域に水が行かないということもこの中に出てくるんじゃないかと思っております。

町水道は1万人を基準とし、1人1日560リッター、前回の検査ですか、このときには、調査では360リッターと、200余る。今度、その水は当然ほかのないところに行くのでないかというふうに出てくるわけですね。だから我々町民はどうしたら良い水がいくのかというので、安くでということは全然考えておりません。私はですね。だからそういう面を考えたときに、町内の津々浦々まで上水がいくという計画を立てるべきではないかと思っております。

特にですね、今回、2項目で町水道事業会計決算審査意見にみる監査委員の指摘をどのような対応をするかと、文面をですね、私が今からやります。それで、この町民皆水道の見通し、料金値上げ、値上げ案も、なぜ値上げしなきゃいけないかというのは、監査委員の指摘にちゃんと書いてるわけですね。

これは、1つはですね、こう書いております。「平成17年度決算の概要について、それぞれの項目で意見等を申し述べましたが、決算で示された経営実績は、前年比で事業収益が減となり、事業費用が増となっている。事業収益の主たる水道料金の増収を図るには、使用水量の増加によるもののみであり、配水管も整備が完了し、区域内未普及地域への管網整備が済めば、新規加入申込者の増加に伴い、水道料金の増収が見込まれますが、現状においては水道料金の増収となる要素がなく、横ばい状態であります。経費の削減に努めていただきたい。」こうきてるわけですね。

その次が、「独立採算制が原則の企業会計においては、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の返済に伴い、利息及び償還額も年々増加し、水道事業会計を圧迫することが予測され、料金改定の見直しも必要かと思われま。水道関係者は財政状況を適確に把握し、経営努力に努めるとともに、公営企業の本質である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを期待します。また、水道使用料の未収金の回収についても、景気の低迷から未収納者が年々増加する中、前年同様の未収金の回収に努力されていますが、これもさらに努力してほしい。」と、こう書いております。

これはですね、監査委員がかなり前からもう言ってるやつなんです。これはですね、まとめると、1つ、水道料金が儲かる法、1つ、売水に励め、上水道区域を拡張しなさい。2つ、職員の減、又は低賃金の職員を使う。3つ、未収金の回収に努力せよ。この3つが当てはまると私は思っております。

水道使用料金がどんどん少なくなっていっている、人口が減ると。それに伴う経営圧迫は、当然職員の給料が右肩上がりに上がっていく、そこを調整すればよくなる。特にまた、未収金の回収に努める。年々増えていく、また放置されている未収金を、どのように回収するのか、この件についてお伺いをします。

○副議長(後藤 勲君) 麻生課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 2番目の、監査委員の指摘にどのように改善していくかということでありま
すけど、具体的数字は別として、趣旨を述べたいというふうに思っております。

水道事業において利用者に対するまた最大のサービスということで、再度ですけど質、量と対価、値段
であります。というふうに認識しております。まず、質については、清浄、安全であること、量について
は豊富、安定すること、また対価、値段については、安くということが究極の目的であります。公衆衛生
上の向上と生活改善の改善とともに寄与することが究極の目的としたものであり、その目標に向かっ
ていくところであります。そういう中で、水道事業、公営企業の健全経営化であります。次のことが考えら
れ、現在進めていることや、計画していかなければならないということをお述べさせていただきます。

公営企業には、効率的な経営の部分、建設投資の部分、料金の部分等があります。水道事業の経営にあ
たっては、サービス水準の維持向上に配慮の上、常に効率的な経営の推進に努める必要があります。効率
的経営の部では、組織の効率化、定員管理の適正化、民間OA化、勤務体制の適正化、組織（職員であり
ます）、職員の活性化があります。組織の効率化では、その全般にわたって再点検を行い、サービス需要の
動向等に弾力的に対応を行っていきます。定員管理、職員の配置の適正化であります。経営健全化の推
進にあたって、組織の効率化と併せて行っていく必要があります。中、長期的な観点に立って現在、町全
体で進めています行財政改革緊急5か年計画、これに併せて実施していきます。民間委託、OA化では、
再点検を行い、内容を留意の上、その効率化を図るものとします。委託等により実施することが適当な事
務については、検討を進めていきます。勤務体制の適正化、職員の勤務体制ですが、業務の実態を再点検
し、適正化に努めます。組織、職員の活性化では、組織の効率化や定員管理の適正化と併せ、職員の研修
等を行い、職員の活性化を図っていきます。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 片山君。

○16番（片山博雅君） それぞれ努力してるのは認めます。しかしですね、安心・安全が究極の目的の健
全経営ということになりますと、やはりきれい事を並べて、赤字が続いて、水道料金を上げること自体が
私はおかしいと思っております。

これはですね、昨年6月に実施された各家庭における飲料水の調査であります。課長、分かりますね。
上水未普及地域に対する上水道の調査についてであります。

さて、八幡地区においては、一部の給水施設等の整備地域を除き、個別の井戸、湧水等により飲料水の
確保して行っているのが現状ということで、上水を引くために地域の皆さんにアンケートを取ってるわけ
ですね。これは非常に良いことなんです。この中で、私は1つだけ疑問です。今課長が答弁された安心・
安全というのに、このあなたの家は、上水道でない家は、「水質検査をしてますか」という項目がないわけ
です。水質検査してない、項目がない。「お宅の飲み水は安全ですか」「飲用の井戸水などは定期的に水質
検査を受けましょう」と書いてるわけですね。これは大分県の保健環境部業務生活衛生課から出てるチラ
シであります。こういうのを見たときに、確かにね、良い水を安くしてしままで玖珠町の水道はやってき
たわけです。これじゃあ伸びない。1万人増えないということがあってですね、やはりそれなりの企業努

力をどうしていくかというのが水道行政に求められてるのではないかと考えております。

私は、前課長、前々課長と、ずっと一般質問を通じてやってきたわけですが、この水問題については、やはり特に八幡、大隈等未普及地域が非常に多いということで、早く良い水が来るように願ってる一人です。特に今、経営努力してるということですが、昔は水道課に高い賃金の職員を置いておくに儲かってたから非常に良かったという、古いOBが言っておりました。今は反対だね。ということは、今、職員は7名ですね、それと水道検針これは4名でいいんでしょうか。それを確認します。

○副議長（後藤 勲君） 麻生課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 職員については、簡易水道が、まあ事業費の面からいきますと、簡易水道が2名、残りの職員が上水道、検針員が議員さんの申すとおりでございます。簡水も含めてですね、簡水の検針も含めて北山田、玖珠、森、4名です。

○副議長（後藤 勲君） 片山議員。

○16番（片山博雅君） 以前は町職員が検針もしてたということで、企業努力をして民間の方に委託してるということですね。私は、陣ヶ台給水場と帆足給水場、それと北山田簡水、この3つが大きな玖珠町の水を提供する施設だと思ってるんですが、これはですね、玖珠町の各課がいろいろあるんですが、水道課が一番金を儲けにやいかんののに、儲けを怠ってるって私は見てるわけです。特に陣ヶ台は、夜間の警備ちゅうんですか、1名常時常駐する。水のないときは玖珠川から汲み上げて上水してる。帆足、北山田、特に帆足の方は湧水を塩素滅菌ですか、殺菌か、これをして、水道料の1トン当りの料金も格安になっているということを見ると、これからの玖珠町が安心して飲める、そして金儲けをしていただく水道課として、湧水地域を見つけ、そこからの水を提供するというふうに持っていけば、さらにいいのではないかと考えております。

これは、企業努力という中で、長期計画と短期計画、これをうまくミックスさせながら前にいくわけですが、課長がこれからどのようにですね、この町民に、まず目的は皆水道という目的に向かっていくわけですが、この一般質問の中でいろいろやった中でですね、やっぱり安心・安全が究極の目的、健全経営というのは十分理解できますが、これからやはり儲かる水道課として、ほかの負担にならないような事業計画をしていくべきと考えておりますが、それに対する課長のお答えをお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 麻生課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 議員さんにおかれましては、毎回皆水道ということで質問をいただいておりますが、町内の未普及地域、それから給水可能な地域ということでありますけど、それから儲けよということでもあります、この件につきましては、先般の12月の議会の答弁でお答えをいたしましたとおりで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 片山議員。

○16番（片山博雅君） 水道料金徴収について、北山田簡水等は10円未満は切り捨てということがいままです。これは、切り捨てすると9円とか5円とか1円、この切り捨てが年間どのくらいの

額になるのか、この額も1年、5年、10年といったときに、ばかにならないのではないかと。ある本を読めば、金を貯めるには、がめつく稼ぎやにやいかんと、そのためには倹約せにやいかんということになってるんですが、課長、大体切り捨てについて年間どのくらいになりますか。簡単、どんぶりでも結構です、お答え願います。

○副議長（後藤 勲君） 麻生課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 正確な数字については、資料の持ち合わせがございませんのではっきりした数字はできませんが、現在、上水では3,500件、それから北山田簡水では約400件、約4,000件まではいかなと思いますけど、その部分についてその切り捨てた場合、約、平均すれば5万円前後ではないかというふうに、1回の場合、ではないかというふうに計算をしております。

○副議長（後藤 勲君） 片山君。

○16番（片山博雅君） 課長、今の答弁で5万というのは月ですか年間ですか。確かこれは月ではないですか。月ですよ。まあそういうふうに、月5万ということは年間60万ということになります。やっぱりそういう企業努力をしてほしい。そうしなければ儲からない。大阪の人はがめついと云うけど、玖珠の水道課もがめつく、そして各所掌に対する方に分配するような課になっていただきたいと思っております。

時間が来まして、約束は12時までと。

○副議長（後藤 勲君） いえいえ、これは、まだ残り時間はありますので、必要であれば。

○16番（片山博雅君） まあ水について私はがめつく言っておるところでありましてですね、ちなみにですね、ちなみに水質検査について確認したんですが、今、玖珠町には保健所がなくなりまして出張所みたいな形になってるんですが、水質検査については毎週1回火曜日の9時から11時の間しか受け付けない。それとその前に、やっぱり容器を持ってきてそれに入れなきゃならないと。検査項目は9項目、大腸菌、一般雑菌等生活に必要な安心な水の検査です。これは検査料、9項目で5,500円。保健所のときは7,500円、安くなって今5,500円になっております。これは安くなったのは、大分県の薬剤師会に検査を依頼してるということで、鉄分が多いとかいうことになると、さらに4,200円の料金をアップして検査をしてもらってるということになるので、約1万弱になるということになっておりますが、そういう面を含めて、この水道検査もね、町で無償でしていただくということになると非常にいいんですが、そこを言うと、町長がまた、個人のになんで金を出さんとかこういうことになりますので、そういう方向を見て、やっぱり町民に安心・安全な水を提供する、上水道の拡張を急げということで、本日の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 16番片山博雅議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者は、2番清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） 議席ナンバー2番清藤です。

本日の午前中に全員協議会がありまして、企業誘致の調印が14日に県庁で行われると、非常に喜ばしい報告を受けました。一生懸命努力してる姿が伺えます。

私の質問は、今日は1問だけですから、そんなに時間かからないと思いますけど、現在、商工観光課内にある企業誘致係を廃止し、町長直轄的な企業誘致係、また、企業誘致室というものを設置してはどうかということでございまして、3月の質問ですから、正直4月の組織改革にはすぐ間に合うとは思っていませんけど、この分はやっぱり一生懸命企業誘致というものに関して考える必要があるんじゃないかなということで質問させていただきます。

いままで、多分、多くの方が企業誘致に関しての質問をしてると思いますし、私が何でまた改めて企業誘致の質問をここでするかということは、玖珠工業が玖珠から撤退して九重町へ行くということになりました。多分そういうふうになりつつあると思います。私たち玖珠町民にとっては、非常に大きなショックです。玖珠で生まれた企業ですから、玖珠工業という命名をしたと思いますが、本当に残念です。

いままで、多くの企業や、国、県の機関が玖珠町より撤退して、ほかの地域に移転をされています。企業では、フォスター電機、西濃衣料、シンフォニー、新象工芸、NTT、九州電力などですね、国では営林署、法務局、玖珠九重振興局が一部縮小されました。また、昔の日本専売公社も玖珠から撤退を随分前にしています。

こういうふうには、企業がほかのところへ移転するということは、玖珠にとって大きな経済的効果のマイナス面が出てくると。これは全ての商業、農業、工業、いろんな方に影響を及ぼしてると思います。それであえて企業誘致立地課を独立して、もっとこうなんというか強い組織にして、企業誘致を頑張る必要があるんじゃないかということでさせていただきますけど、玖珠町の工業で、従業員数が4人以上の事業者の統計がありますけど、昭和50年は事業数が50ありました。従業員総数が1,076名です。これはパートは別です。正社員だけでございますけど、失礼、間違いました、正社員が1,036名ですね、50年が。で、昭和60年が、事業数は48で2つ減ってますけど、正従業員が1,407名という数になってます。平成16年にいきますと、企業数が30に減ってます。なおかつ、正社員数が652というふうにすごいこう減り方をしてるわけです。

こういう面からしますと、非常にやっぱり経済に及ぼす点が大きいのと、なんといいですか、玖珠で働きたい、玖珠で生活をしたいと思っても、ほかへ行かざるを得ないというようなことでございますので、企業誘致には町長一生懸命走り回ってることはよくお聞きしてますけど、町長だけじゃなくやっぱり役場の職員の方も一生懸命なさってるとは思いますが、よりやっぱり幅広く、深く専門的にやっていただくために、この企業立地室、企業立地係を直轄の課にしたらどうかということで質問させていただきます。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） あらかじめ答弁者を予定していただいておりますので、私の方からお答えを申

上げたいというふうに思います。

まず、お話のございました玖珠工業の移転の件でありますけれども、常任委員会等で詳しくご報告を申し上げますけれども、ご案内のように、玖珠工業は丁度玖珠町と九重町の境界に位置しております、社屋の6割方は九重町にあります。工場が手狭になったということで移転の要望があったわけであり、私どもとしましては、玖珠町内には是非移転をとということで、中島地区の適地を見つけて紹介申し上げ、そこを買収していただいて決定していたわけでありまして、本社の都合でどうしても増産しなければならないということになりまして、また新たに2、3カ所町内で用地を見つけた、紹介したところでもあります。この中島地区の工場用地の決定につきましては、予算におきましても町道の拡幅等を予算計上いたしまして、大変喜んでいたところでありまして、本社の指示ということで、急遽ほかの場所を探さなければならないということで、最終的に九重町にあります用地の確保に向けて玖珠工業さんが取り組んでるところでありまして、大変私どもの力の及ばないところでありまして、誠に残念なことだというふうに思っております。

それとまた、先ほどお話のありました、14日の日の新たな企業立地の協定についてでありますけれども、これも協定を締結するまでは基本的に社名等はつまびらかにできないわけでありまして、14日の午後に副議長にもご同行いただいて、県庁で立地協定を締結する予定にいたしております。東海並びに関東に5つの工場、中国等にも工場を持つ中堅の、中堅大手の工場でありまして、連結決算等で200億近い生産額を出している企業であります。うまく、うまくと申しますか、何とか協定の締結までにつなげたいというふうに今、毎日思っているところでありまして、これは是非成功させたいというふうに考えてるところであります。

ご質問の、もっと動き回れると申しますか、多角的な攻略が取れる、戦略が取れる企業の誘致の係というものを設置したらどうかということでもあります。確かにご指摘のとおりでありまして、企業誘致となりますと、いろんな問題が出てまいります。例えば立地する条件としての土地の問題、それから工業用水の給排水の問題、そして搬送や資材の導入や製品の搬出に必要な交通網の問題、特に地理的条件と申しますか、そういうものも大変重要になってまいります。そして、従業員として採用できる人材が当地にどうかというふうな問題も懸案になってまいります。さらに、行政サイドからの誘致の奨励策、補助金等の状況の問題、さらに、先ほどの午前中の質問でもご答弁申し上げましたけれども、従業員の方々の生活のしやすさ、例えば通学、通院、あるいは買い物、この辺が非常に重要になってくるわけでありまして、最終的には周辺地域の住民の方々の理解もいるわけでありまして、企業誘致というのは本当にシビアなものだなということをつくづく感じております。

最近の立地を希望する企業としては、大体また複数の候補地を必ず選んで、AにするかBにするかということで検討されるのが常でありまして、相手方の立地希望市町村とどうしてもある意味では競争になる場面も出てまいります。しかも、それらのことがはっきり提示できるような即応性というものも非常に重要になってくるわけでありまして、この1つは即応性ということから、町長直轄の企業立地係をとということではないかというふうに思います。それともう1つは、即応性ととも専門性というのがいると思って

おりまして、企業は、最終的には、先ほど申し上げたような企業側のメリットというものを徹底して詰めてまいります。決して、まあ勿論でありますけれども、思想信条だとか政治だとかそういうことで立地を決めるのではなくて、この立地が当該企業にとってどういうメリットがあるのかということ徹底して詰めてまいります。そういうことから、それについてもかなりやっぱり専門的な知識を持たねばならないということであろうというふうに思います。今回の場合も、初期投資にどのくらいかかって、それがどの程度リペイできるのかというふうなことを詰めてまいりますし、当然その土地・家屋の維持補修の件についても専門的な立場から詰めて、あらかじめ詰めて検討していくというシビアさを持っております。

そういう2点から考えましても、専門的な力を持つ、しかも即応力のある組織が企業誘致の担当としては一番望ましいというふうに思うわけでありまして。当町としては、ご案内のように商工観光課の中に、以前は工業団地推進室ということで設置をしておりました。2年ほど前にこれを企業立地係として、17年の4月から専任2人を置いてこの工業団地の業務を含めて対応いたしてるところであります。

ご提案がありましたような、弾力性のある、即応力のある誘致係としては不十分だというふうに思っておりますけれども、これからの企業の動向、あるいは当町の対応と申しますか、それに向かってどういうふうな組織を作っていくのかという点では、大変参考になるご意見でありますので、今後の行政組織の改編等にあたりましては、十分に検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、大変難しい質問でございますので、十分な答弁になったかどうか分かりませんが、現在の状況をお伝えして、答弁とさせていただきます。

○副議長（後藤 勲君） 2番清藤君。

○2 番（清藤一憲君） 十分検討していただくということで、非常に前向きなお答えだったと思います。

私が企業主だったら、やっぱり全国いろんな条件の中で、やっぱり競争しながら決めていくと思います。

全国で相当な激化の企業誘致の競争は行われていると思いますから、それに負けないぐらいのやっぱり玖珠町としても力を付けていかなければならない。特に人材については、大分キャノンが何で今度大分に移ったかといいますと、やっぱり大分の市内の近いところにいろんな人材がたくさんおるということで、土地は高くてもあちらの方へキャノンは移ったということ、これ1回新聞の報道で読んだことがありますし、いろんな人材育成もこれからしていかなきゃならないと思います。

とにかく玖珠を愛する人間というのはたくさんいますし、私もその一人ですし、若い方もこれから益々玖珠に残っていただきたいし、私たちと一緒に、この玖珠がいかに住みやすい町にするかを一緒に考えていきたいなと思いますし、そういうわけで企業誘致には十分力を入れていただきたい。

そのことで、総務課長にちょっとお聞きしたいんですけど、これから専門的な職員の育成と一般的な職員の育成が、企業に対する考え方が必要じゃないかと思っておりますので、その辺の考えを総務課長にお聞きしたい。これは何ちゅうか、前のこういう質問をしますという欄にはなかったんですけど、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（後藤 勲君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） お答えをしたいと思います。

まず、職員の育成でございますが、やはり行政運営、仕事をするのは職員であるということを、常々職員が自覚を持って取り組むことをモットーといたしております。具体的には、4点に分けて職員の育成に努めておるところでございます。

まず、1点が住民対応、住民の方々へ対する対応であります。親切的接客、適切な対応を目標としております。具体的には、住民の方々へのあいさつ、声かけ、電話の応対などに心がけて、職員一丸となった努力をいたしております。

2番目に、職員の研修についてであります。行政職員として資質を高めるために、大分県市町村職員運営協議会が主催をする研修会に参加をさせておるところであります。研修会に参加をする職員は、年々着実に増えております。とりわけ、専門分野での研鑽を積ませております。

3点目に、自主研修についてであります。平成17年3月に策定をいたしました「行財政改革緊急4か年計画」(現玖珠町集中改革プラン)で、職員数については、平成30年には150人体制としたいという目標を掲げております。いわゆる少数精鋭での行政運営ということにならざるを得ないと考えております。そのためには、職員自らが学び実践することが求められております。そこで、職員が自発的に行政課題などに取り組みやすい環境を整えることに取り組みたいと思います。

最後であります、地域活動についてでございます。平成19年4月1日から、4地域においてコミュニティ活動が本格的にスタートをします。地域活動には、現在多くの職員が参加をしていると思っております。コミュニティ活動のスタートを契機として、町は自主的な意思で、地域において住民の方々とともに活動に参画できる職員が育つことを期待をいたしております。あらゆる分野で通用する職員の育成も今後とも図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長(後藤 勲君) 2番清藤君。

○2番(清藤一憲君) 特に、今の4番目の、地域を愛するということが、やっぱり職員の方に非常に、これからコミュニティにおいて非常に大切なことだと私自身も思いますし、役場の職員の方々が地域を愛すれば、住民の方々はもっと理解し、なおかつ、一緒に地域をつくっていこうという気持ちにもなっていくと思います。ちょっと企業誘致から飛びましたけど、企業誘致につきましては、町長も、できれば議会の方にも応援を頼んだり何なりというやっぱりことをして、議会とともに企業誘致をやっていたらなというふうに思ってます。

今日、一番目の質問者の松本さんが、小幡課長、それと日隈課長、それと高倉事務局長、大変私たちもお世話になりましたし、これから先もやっぱり地域を愛し住民を愛し、この玖珠町と一緒に良くしていく方向へ頑張っていたきたいというふうに思います。私たちの責任というのは、これから先、子どもたち、孫たちにどうやってこの玖珠町を渡していくかというのが大きな責任だと思います。私ももう60になりましたからそんなに長くはないんですけど、やはり自分たちが愛する地域を、自分たちの子ども、また、孫、周辺の子供たちに渡したいというのが、私の切なる願いでございますので、どうぞご三名の方、また退職後は、地域を愛し、皆さんとともにやっていただきたいというふうに思います。

今日は1問だけの質問でございましたので、まだ38分ほど残ってますけど、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 2番清藤一憲議員の質問を終わります。

次の質問者は、13番穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） 13番穴井丈洋でございます。

平成19年第2回玖珠町議会定例会におきまして、一般質問の機会を得ましたことを嬉しく思います。

さて、私たちを取り巻く世界的な情勢は、人間の性に絡み、国の体制にまつわり、流転をしています。とりわけ、民族・宗教・利権等のしのぎ合いが残酷な戦禍を起し、一方では、無謀な生活のあり方が、我ら生命体の原点ともいえるゆりかごの地球へ異常変化を惹起せしめ、人間をはじめとする全生命体を脅かすことになっています。以上、これらの事象は国際的対応に値するものにとどまらず、日本はおろか、玖珠町においても同次元の責務を負うべき基本的な生命体への尊厳や倫理性が問われるところであり、最早時は待てず一刻の猶予もなく、平和を目指し、地球環境の回復保全が積極的になされねばならないと思うのであります。

以上の事柄を旨に、本町次元の問題を質問いたしますが、副議長のお許しを得まして一問一答形式を希望しますので、計らい方を求め一般質問に移ります。

質問、玖珠町は「童話の里構想」を掲げ、日本童話祭も半世紀を越えて、名声は全国に知れわたってきた。しかし、折からの三位一体世相は厳しく、町政の活路も自立試行へと転換を余儀なくされている。このような中で、唯一「童話の里」の知名度は玖珠町の大きな財産といえる。よって、この積極的な活用こそが“活力化”への突破口となるのではと思うがどうか。

例えば、日本童話祭関連事業として、自然観察や探険、文化・芸能、スポーツ等のあらゆる子どもの行事の大会・審査・表彰などを全国集約的な扱いとし、通年をめざせるように仕掛け造りあげていく。

そうすれば、必然的に人口流動や宿泊が生じ、農産物の販売をはじめ、消費や関連事業が惹起して、活力浮揚の捷徑となるのではと考えるが、町長の思いを尋ねる。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○13番（穴井丈洋君） 町長そこから結構です。

○町長（小林公明君） 大変ありがとうございます。そうさせていただきたいんですが、あらかじめお答えする予定になっておりますのは壇上でさせていただいておりますので、今回も壇上からお答えさせていただきますと思います。

議員お話の、まず「童話の里構想」についてであります。これは改めて申し上げるまでもなく、久留島翁という方が明治・大正・昭和の時代にわたりまして、全国各地の子どもたちに童話を語り続けた、童話の父、日本のアンデルセンと呼ばれた、郷土が誇る先哲であり先賢であるわけであり。この久留島翁の活動50周年を記念して童話碑が三島公園に建てられ、その除幕式の行事として、第1回の日本童話祭が開催され、それ以来、今年で58回の歴史を刻んできております。

「童話の里づくり構想」とも言うべきものは、この童話祭を基盤に、その趣旨をまちづくりに生かそうという町民の意識が高まりまして、第24回（昭和49年）の童話祭の頃から生まれてきたやに聞いているところでもあります。

ご案内のように、現在、わが町の基本構想も「テーブルマウンテンと童話の里づくり」ということで、まちづくりの指針を「童話の里づくり」というふうに掲げております。しかしながら、童話の里づくりというふうに一口に言いましても、具体的にどのような取り組みをしていくべきなのかと、どのような事業を実施すれば、生きいきとしたまちづくりにつながるのかということになりますと、改めてその考え方や事業の体系というものを整備しておく必要があるのではないかとこのように思います。この問題につきましては、かつて、当議会におきましても再三にわたって議論をされてきたところがありますけれども、それぞれいろんな考え方があるようでもあります。

童話の里の童話とは、子どものためにつくられた話であります。いわば児童文化の範疇に入るものであります。その文化をまちづくりに生かす方策となると、なかなか難しいものがあると思いますけれども、私は2つのアプローチとしてこれを考えているところでもあります。

まず1点目は、子どもたちを対象とした文化活動を積極的に行うことであり、日本童話祭、58回を迎えます日本童話祭はその最たるものであります。そのほか、全国児童俳句大会、全国児童生徒俳句大会や子ども映画祭、話し方中央大会等でございまして、児童文化の進展にそれぞれ議員のお話のようにつながるものというふうに考えております。

また、長きにわたって当町で活躍されておる、例えば、わらべサークル協議会傘下の様々なまちづくり団体などの活躍、こういうものは文字どおりこういう団体の存在がわが町の個性でありまして、童話の里づくりの大きな一翼を担っているものというふうに思っております。文化・芸能活動だけではなく、さらに子どもによりますマラソン大会、それから先日行われました、第1回のスクールカップホッケー大会などのスポーツイベントなども継続的に行われるべきものであります。

2つ目のアプローチというものは、こういう児童文化の活動を支える環境づくり、あるいは施設整備づくりというふうに言ってもいいかもしれませんが、そういうハード面からのアプローチであるというふうに思います。わらべの館や、わらべの館で行われております巡回図書館、それからメルヘンとサンという、童話と太陽という名の下に名前が命名されましたメルサンホール、河川敷のジョギングコース、これも、当初は子どもの専用のジョギングコースとして企画されたものでありますけれども、今は子どもをはじめ大人の皆さんも積極的に活用されておられます。それから、昨年オープンいたしましたメルヘンの森スポーツ公園などにつきましても、もっともっと子どもたちに活用してもらいたい施設でありますし、現在進めております運動公園の中にも、子どもたちのための施設整備を予定いたしているところでもあります。

以上、1、2申し上げましたけれども、子どもたちのためのイベントを含む児童文化面での取り組みと、その活動の場となる環境整備、これを地道に継続していくことによって、子どもたちがこの豊かな自然の中で、明るくのびのびと育つ童話の里づくりができるというふうに私は考えているところでもあります。

このような様々な取り組みの中で、じゃあすぐこの町の活性化につながる、いわば捷径となる、近道と

申しますか、即効的な効果のあるものを取り上げて、これを重点的にやっていくというのは大変難しい問題があるわけでございます。議員ご提案のように、子どもを対象とした自然観察、あるいは子どもを対象とした芸能・スポーツ振興、そういうものの審査とか表彰とかをひとつ全国的な規模で扱っていったらどうかということにつきましては、大変貴重なご意見でもありますし、全ての事業をそういう扱いにすることは難しいけれども、極力そのうちからですね、幾つかそういう全国的な規模のものになる、例えば現在では、日本童話祭だとか全国児童生徒俳句大会、そういうものは全国を乗り越して国際的なものにもなっておりますが、そういうイベント等を育てていくべきだというふうなご意見だと思いますので、今後の事業の組み立てにあたりまして、十分配慮させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。私になぜ、何回かこういう語らいをやったことがあるのに、こんなことをお尋ねしたかというその私の気持ちは、議員研修あるいは小旅行などなどに、日本全国出向いた折、「童話の里」と言うと、ああ、あそこかという、そういうことを言って、あっここから来たんじゃないという、そういう知名度はかなり知れ渡っているわけです。しかし、その次の、どんなことをというここに至るとですね、そこまでの承知おきが全国的にはまだまだ十分でないというふうに思います。

で、ここにもしたためましたが、この知名度こそ本町のですよね、財産になるんじゃないかと、これを徹底的に活用するそのことがハード面で、町長が2点おっしゃいましたハード面の施設設備が生きてくることになるんじゃないか。ハード面を先にしてもですね、行事が盛んにならなかった場合は、それは大変もったいないことになっていくわけで、本町の子どもたちを高めることは第一義でありますけれども、それだけでは、この総論的な素晴らしい理念と構想がですね、具体的に生きてこない。したがって、私はそういうふうに、町長どうだろうか、この辺からやっていただければ、一つずつやっていただければ、玖珠町が自然に農産物の消費や関連事業が起こったりして、大きな玖珠町になっていくんじゃないかと、こう切に思えてならなかったので、お尋ねをいたしました。ご回答は、概ね合致したことでございまして、積極的にですね、ひとつその取り組みをやっていただきたいというふうに思えてなりません。

町長の本年度の、新年のご挨拶の中に、私は、大変素晴らしい総論と申しますか、構想が書かれておりました。それは、世代とか、地域とか、職業とか、様々な壁を越えた、町民と行政とが協働できるネットワークづくりこそがこれからの玖珠町の姿だということで、私もこれには賛成でございますし、この総論にですね、今の童話の里のあらゆる子どもの行事をはめ込んで、一つずつはめ込んでいただければですね、大変効果が生じてくるんじゃないかなと、こう思えてならないわけでありまして。特に世代と地域をしっかりと結ぶというふうに町長おっしゃっております。世代間を、途中を飛ばすんじゃなくて、世代間をしっかりと結ぶ、それから地域も、真ん中だけじゃなくて周辺もしっかり結んでいく、そして世代間と地域間をまたしっかりと結んでいくという、そういうふうな構想、ネットワークづくり、これでないとまちづくりはできない。どこかが欠落してたんじゃできないわけでありまして、そういう意味で、多くの議員さん方の論議もこのネットワークの中の論議になっていると思います。どうかこのご挨拶をいただきました世代・地

域・それぞれの職業をネットワークさせたこのまちづくりをしたいという、これを貫いていただきたいと思っています。

時間が私のは長くかかるものでございますので、次の2点目に移らせていただいて、ゆとりがあればもうちょっと町長とその辺のお話をお伺いしたいと思います。

質問2) 国の農政は国際競争力をつけるためと、拡大経営策を施行している。しかし、玖珠町のような中山間地域農業には面積や地形の限界もあって、拡大政策はなじみにくいと思うがどう考えるか尋ねる。また、既に実施されている規制緩和と企業参加や品目横断経営安定事業が、これからの農業と農村を支配することになるが、参加できなかった農業者には一切の補助金や援助策はなくなり、この多数は減退や消滅の憂き目に会わざるを得なくなるのではないかと思うが、どう考えるか尋ねる。

そして、この事業が本町の基幹産業であるため、町のあり方にも大きく影響することは必定であり、玖珠町はどんな農業政策で切り抜けられるのか農林課長に尋ねる。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 日隈助役。

○助 役（日隈紀生君） 議員さんのご質問の2点目につきまして、私の方からお答え申し上げたいと思います。

世界の経済の潮流といいますか、流れは、また自由貿易にあると思っております。農産物もその例外ではないと考えております。来月から、わが国とオーストラリアとの間で農産物輸入関税撤廃のFTA、自由貿易協定の交渉が始まるということを農業新聞等で拝見いたしました。まさに待ったなしの厳しい交渉が予想されておるところであります。ご案内のように、オーストラリアからは牛肉や小麦、砂糖、酪農製品等がどっと押し寄せてまいりと思えます。桁違いの農業規模でありますし、生産コストの面からいっても、到底わが国農業では、率直に言って、対応しきることにはならんと思っておりますが、これからの厳しい交渉、わが国の農業保護の立場で、国の交渉の成果、成功を是非期待をしたいというような気持ちで一杯であるところでもあります。

しかし、わが国の農業を守るためには、農業者自身の努力も必要であると考えております。議員も申されておりますように、本町の農業は中間地域の農業であります。面積とか地形とかにしまして、個人での農業の規模の拡大ということは、自ずから限界あると考えておるところであります。

したがいまして、町といたしましては、今後の町の農業については、地域がまとまることによって、地域農業の振興を図ると、過疎化や高齢化の農村集落の維持を図っていくような考え方に立たねばねらんと思っております。その対策の1つが、具体的な施策としての1つが、先ほど申しましたような品目横断経営安定対策事業であると思っております。この事業、米・麦・大豆等の3品目を中心として、農家所得の安定を図るものでありますけれども、地域内の専業・兼業を問わず、地域に残ってる若者とか高齢者、女性、先ほど世代間を結んだというふうなお話もございましたけれども、それらの人たちが結集をして、自らの集落や自ら農業を自分たちの手で守っていこうという合意形成を行う中で、集落の農業振興を図っていきたいと考えるべきであろうかと思っております。

特に、高齢化が進んだ集落では、地域内の耕地を認定農業者等に集積をすることによって、農地を守ることの取り組みもこの事業ではできません。本町のように中山間地でありますと、この事業の採択については、面積要件で2分の1の特例措置がございますので、比較的この事業を取り込みやすい情勢はあるところであります。平成19年、今年度の2月の現在、町内ではこの集落営農組織が4つの農業生産法人を含めまして13の組織が既に設立をされております。また、平成12年度より本町で実施をしております、中山間直接支払制度によります集落協定が95集落ございます。水田面積にして937ヘクタールほどあります。これらの組織は、今後、集落営農組織や作業受託組織に発展していくことを町としては積極的に進めてまいりたいと思っております。

なお、集落の組織と併せまして、玖珠町では、玖珠町ならではの農作物のブランド等についても、現在認定農業者が178人おりますけれども、これらの農業者を中心に農業所得の増加を図る施策を推進していきたいと考えております。中でも、既にもう豊の国ブランドとして評価を受けております、高い評価を受けております「うまい玖珠米」の産地化の推進や、豊後玖珠牛の増頭、全国的にも高い評価を受けております、椎茸や白ネギ、イチゴ、トマト等の野菜類の栽培についても、認定農業者を中心に積極的に栽培促進を図っていききたいと考えております。

また、元気な高齢者を対象とした、野菜等を中心とした少量多品目の栽培の指導についても、奨励をし、直販組織のシステム体制についても整えてまいりたいということも考えているところでございます。

申しますように、わが町は中山間地域の地であり、山や里山や谷や平坦部があります。そして標高差もあります。このような地形でありますけれども、玖珠町の固有の地形、気候等これらを有利な条件として考えたいと思っております。そして多様な農業ができる可能性を求めて、これからの玖珠町の農業振興を図っていききたいと考えているところであります。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） 丁寧にご回答をいただきました。私のこの質問は何回となく重ねてきたわけでございますが、私が一番気にしているのは、少子・高齢・過疎、そして労働力の高齢化、この辺が大きく絡んできて、このプラン、ロマンあるこのプランがどこまでいけるかなというこういう心配であります。

国の農政はもう拡大化の方向でもう進んでいるわけで、うちのような中山間地域にはなかなか目が届いてこないんじゃないか、品目横断という形でぼんと来ます。例えばですね、先に農林省主催の農地政策有識者会議というのが持たれました。そのメンバーはどんな方々かというところで、経団連の方々や、それから企業が農業参入した方々や、キッコーマンや、それから東京大学の社会学研究所の方々や、そういうその大きな企業の方々がもう半分以上その中に入っております、そして論議をしていくということですので、日本の農業の行方はおおよそ品目横断で見られるように、そっちの方向にいくんじゃないか。そうすると、助役が答えていただきました、少人数でも高齢化でも何とかやっていけるようなこの農業経営方式を考えていかないと、もうずるずると集落が消えていくんじゃないかと心配をしているわけであります。例えば、今年の1月にですね、国交省が発表したデータを見ますと、限界集落、65歳以上ばかりが住ん

でるそういう集落は、日本列島の中で7,873集落もある。既にもう消滅したところが191ありまして、これから10年に2,641集落はなくなるとこういつているわけですね。これは国交省のデータですから、そんなそのラフなものじゃないと思うんですね。かなり当たっているんじゃないか。そうすると、本町の場合集落が消えるというのはどのくらいあるんだろうか、どこどこがどうなるんだろうか。これを何とか消えんように、玖珠町の行政、議会を含めて、町民とともに何とかできないだろうかと思うのが、これは町民の玖珠町愛であるし、人情だと思うんですね。そういうもうかなり厳しい状況に事態は追い込まれているんじゃないかと思えるわけです。で、助役が答えてくださいました、そういう基幹産業であるからこそ、何とかそれで土台を造っていく、商業の方々も基幹産業と関連した形の商業がもう大多数でありますから、住民はそうですね、だから本町の場合ここを何とかしないと、玖珠町はハード面とかいろいろ絵を描いてもですね、なかなかこれは活性化できない、そういうことになっていかざるを得ない。したがって、いわゆる専門的な農業そのものを救うというのは第一義でありますけれども、先ほど申しました、童話の里構想の中での、全国的子どもの大会とか集会とかそういうものを、勿論経費はかかりますが、投入をして、そしてこの全国から子どもたちが集まってくれば、親も、あるいはお年よりも来てくださる。そういうことが一つずつこの農業の活力化にもなっていく。そういうネットワークも、これが捷徑ではないかと私は町長に先ほど申し上げたわけでございます。

そういう意味で、助役のおっしゃったことをですね、点の存在から線に、線から面にを、早急にやっばやっばやっばいかないと、過疎が進んで、働く人口が減っていつてしまうというきらいがございます。どうかその辺を含めてご尽力を賜りたいと思います。

後30分しかなくなりましたので、質問3に移らせていただきたいと思います。

教育委員会は、「適正規模論」や「切磋琢磨論」を統廃合論拠としてきた。そして、今回幼稚園と園児にも適用し、廃園を強行しているが、それらは、どんな科学性の教育論か、主張している背景はどんなもので、主張に値するものかを尋ねる。

廃園手続きは拙速粗略ではないと断言しているが、横浜地裁判決と対比してもそう言えるのか、関係住民は町報案内で説明会に来て廃園を知る事になったが、こんな扱いは拙速粗略ではないのか尋ねる。

幼稚園設置条例は承知しているが、廃園手続きのあり方は民意抜き、議会抜き、条例抜きでもよいのか尋ねる。

12月議会での幼稚園を残す陳情や請願は子どもの状況や民意を思いはかって議会は可決したが、教育委員会は即座に新聞で廃園は変えないと答えている。議会と執行部のあり方はこれが当然だし、正常なのか、多数の住民はこのような扱い方に住民や議会軽視だと不信と不満の声があったが、至上命題で廃園結論は変えないのか尋ねる。

前任教育長は先の中学校再編問題の折、このような問題に対して、教育委員会は民意を無視して強行する権限はなく、お願いで理解を求めるとおっしゃるとお答えし続けていきましたが、教育長が変われば強行できるのかどうか、この辺を教育長に尋ねる。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 幼稚園再編計画の科学的教育論拠とその主張の背景について、まず第1点目はお尋ねであります。

議員ご質問の何点かにつきましては、これまで文教民生委員会あるいは地区の説明会等々で私ども説明をしてきたし、あるいは回答してきた内容かというふうに踏まえておりますが、私の回答が課題となってまだ残っておるといふことでの再度の質問であろうかと思っておりますので、お答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目でございます。幼児は、幼児を取り巻く環境によって、より豊かになったり、あるいはそうでなかったりいたします。幼児が思わず語りたくなるような環境をいかにしてつくり出すかが、教育委員会の責務だといふふうに考えております。その環境の重要な要素の1つは、これは一定の集団ということが言えるのではないかといふふうに踏まえておるところであります。このような環境の構成を考える視点は、集団生活あるいは遊びの場を通しての社会性を醸成をしていく、そういうことが中央教育審議会の幼児振興の政策の中にも謳われてるところであります。今日、核家族化、少子化、そして情報化といった社会情勢のめまぐるしい変化があります。幼児を取り巻く直接的な環境であります家庭の保護者の意識、あるいは地域社会にも影響を及ぼし、それが幼児の生活にも影響を与えております。加えて、子どもの数が少なくなり、親の期待が1人の子どもに集中することになるために、過干渉、過保護の傾向が増大をしておるといふふうに捉えております。生活からゆとりが失われ、さらに兄弟姉妹や地域社会における同年代の子どもや高齢者のふれあいの減少と相俟って、人間関係が大変希薄になってきております。

このような状況下にあつて、幼稚園のあり方が子どもにどのような影響をもたらすかという視点に立つて、私どもは論議を重ね、幼稚園再編計画を進めておるところでございます。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） はい、ありがとうございました。

今のお答えからいただきました内容は、一応幼稚園の発達年齢に基づく分析、それによる対応ということだと思っております。それはそれで、当然そういう発達年齢に応じた対応でなければいけないことは勿論でありますけれども、その考え方が、私が尋ねました、どんな科学的な教育論からそういうことが組み立てられてきたのかということでございますが、これはなかなか私も研究し探しておるけれど、こういう大学のこんな研究があつて、こう子どもがなつたという背景は私も手にしていないので、教育委員会がなぜこれで良いし、言い続け、強調し続けてるか、この辺が不思議で、私は腑に落ちないわけでありまして。ある面では曖昧模糊としたとこだと思つているわけでございます。

確かに、子どものこの幼稚園年齢は、教育長がおっしゃったように、遊びをベースにした年齢でございます。この辺のところから、年齢に応じて社会性やそれから思考力や判断力が目覚めてくる、そういうことなんです。もうちょっと下の年齢になると、どちらかといふと、愛情や安心や安定やそういう精神的な醸成が重く中心課題になってくる。そういう年齢であるわけで、それを少しオーバーして、で、小学校に文字力だとか計算力だとか行動力だとかいふところに発展していく、そういうこの中間の場にこの年齢はあると思つております。

そういう意味で、私は遊びを中心にしたというお答え、これは正しいわけですが、遊びを中心としたそのことの年齢が、教育長常におっしゃる「切磋琢磨」というそういうものと、これがなじむのかという、その辺は私はちょっと飛躍し過ぎてるんじゃないか。むしろ遊びを中心として、友達と仲良くとか、そういう子ども次元の社会性、この辺のこの連携が充実されなければ、それを飛び越えて、次の切磋琢磨論の教育の場でありますそういうところまでなかなか飛び越えられないんじゃないか、飛び越えさせても無理があるんじゃないか。そういうことが私の主張でありまして、ご納得をいただけるとすればですね、この切磋琢磨論や、それから適正規模論、これはやはりこういう幼稚園児についてですね、そう確定的に使える範疇の言葉ではないと思えてなりません。私、孫の守りをずっとしてのわけでありまして、子どものこの行動範囲というのは何十人も含めてとか、小学校の運動場のようなあんな広さとかそんなものではありませんで、5～6名、そういう中での関連が一番強いんでございましてですね、そういうことを考えていくと、このあまりにも時代とともに変わる適正規模論、それから幼稚園の園児への切磋琢磨論、この辺はもうちょっと配慮ある使い方でないか、そのためにこれで十分でないから廃園・統合すると、これはちょっと少し飛躍し過ぎてるんじゃないかと私は指摘をしておきたいわけでございます。

それから、教育長、次の拙速粗略の問題ですけれども、これもお伺いを前したけど、横浜地裁との判決と比べてというそういうことのお答えを私がいただいてなかったと思うんで、その辺はどうなのかということや、北山田の町民が北山田の説明会に集まったときの状況を思い起こしてみますと、町報で説明会を知って、で、その説明会に来てみたら、もう廃園と、こうこうこういうことで廃園という説明があって、初めて、えっ、これはどういうことかと住民はわかったわけですね。そういうふうな行政の進め方が拙速粗略ではないかと、もうちょっと丁寧にやらないといけんのではないかと、こう私は訴えているわけで、この辺も、具体的には、教育長の先の説明ではですね、私たちは何月何日こう委員会を開いてこうしてこうして決めた、だから説明会に出たところおっしゃってるわけです。しかし、町民側に対する理解とか接触とかが、私が今言うように、ないまま、ぽともうこれは廃園だという形で出されているわけですね。横浜地裁も慎重に指摘をしたのは、住民に対して1年あまりで移したわけですね。保育園を1年あまりで移したと、それではあまりにも拙速粗略じゃないか、住民へのこの説得、語りかけや説得や納得がどうなってそうなったのかと。ここんところを大切に判決は下しているわけで、私はこういうことを考えると、本町の教育委員会がなしたそのことは、どうも拙速粗略でしかないと言わざるを得ないと私思っているわけで、その辺教育長どうなんですか。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 議員の質問が5点にわたってあったので、私は1問ずつというふうになんかちょっと思い違いをしておりましたので、先ほど1点のみの回答をしておきまして大変失礼いたしました。

で、残されたものを全て回答いたしたいと思っております。

2点目の、再編計画の手続きが拙速粗略でないかというご指摘についてであります、これは、これまで議員にいろんな面で議会でもご回答申し上げてきましたし、あるいはまた、文教民生委員会でも説明をさせていただいてきたとおりであります。あえて申し上げるとするならば、私どもとしては、7回にわた

る地区の説明会、加えて北山田地区は2回と。1回目では、議員ご指摘の面もあったかと思えます。2回目につきましては、そのような状況を払拭するために2回目をあえて開催をさせていただいたと。あるいは関係町民に対する対応についてでございますが、就学前教育審議会の答申が出された後に、これはこのような教育委員会の考え方であるということは新聞等で報道されてきましたし、また、教育広報くすの夏号には、「幼稚園再編計画は避けて通れない喫緊の課題である」と、このようなことでそのページを起こし、説明をしてきたところでありますし、そのような視点から考えますと、町民の方々が寝耳に水というふうなことはあたらないのではないかと。

また、横浜地裁の判決については承知しておりますけれども、玖珠町が進めている幼稚園再編計画とは若干状況を異にしておる判決内容ではないかと。ただ、議員もご承知のことと思えますが、横浜市は判決直後控訴をしておるといふような段階でありますから、これ以上のコメントは避けたいとそうように考えております。

次に、幼稚園の廃園手続きのあり方について、議員のご指摘でございます。これにつきましては、3月の、2月の2日、3月の3日、ああ5日でしたか、全員協議会で12月議会の以降の経過、対応については説明をさせていただいてきたところであります。3月2日の全員協議会におきましては、町立幼稚園再編計画の経過とその後の対応について説明をさせていただきました。八幡幼稚園は、教育委員会の職務権限に基づきまして、平成19年度におきましては募集停止をしております。対象となる幼児、保護者の方々の不安などを考えまして、この間、教育委員会は家庭訪問やあるいは連絡などを密にし、その動向を見極めてまいったところでございます。

今後についてであります。当分の間、午前中課長が回答いたしましたように、八幡幼稚園は休園にいたしたいと思っております。これからは入園児数の推移を見極めながら対応してまいりたいとそうように考えております。

次に、4点目についてでございますが、議会と執行部のあり方につきましての言及でございます。12月議会における幼稚園再編計画反対の請願、陳情の採択は、私ども重くこのことは受け止めておるところであります。町立幼稚園の充実を図る幼稚園再編計画は喫緊の課題でございます。どうぞご理解をいただきたいとそうように思っております。

最後の、民意無視と再編強行論につきましてですが、教育委員会といたしましては、これまで民主的なルールに則り、必要な手続きを踏みながら幼稚園再編計画を進めてまいったところであります。今後も町民の方々には真摯に対応し、幼稚園再編計画の理解を求める努力を粘り強く続けてまいりたいとそうように考えてるところであります。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井文洋君） ありがとうございます。

お答えの中身は前回と変わっていないわけですが、何点か私が明らかになったことを、今、分かりました。それはどんなことかという、教育委員会は、このことは文教民生に報告という形ではあった

わけですが、この議場の場に正式に議題として上るような案件にはなってきませんでした。そして、今教育長がおっしゃる登園の募集停止、これは職務権限で行ったとこう言うておられるわけですね。で、その後3月5日に休園とするという、これも全員協議会でこのお話があった。丁度私欠席の場合でしたけれども、で、考えてみますと、先の文教民生委員会一昨日でしたか、若竹保育園のこの廃園方向についてですね、そういう審議会のメンバーを集めるために、条例の提案があったわけですね。松山課長から条例の提案、この条例を議会、議案第7号じゃなかったですかね、で提案されて、変えたいのでそういう審議のためのメンバーを作りたい、そのために条例を提案して作ると。

こんなことを一連考えてみますと、私、この幼稚園を廃園にするときのそういうそのメンバーを集めるとかの条例提案がなされたのかな、私その記憶にないわけですね。保育園はあって、そして諮問委員会を立ち上げるときに、条例のね、提案がなされたかな。その辺がちょっと不案内であるわけですね。

それから、その職務権限で早々と募集停止をすると、こういうことが妥当なことなんかあと。例えば小中学校で今問題になってる暴力行為等の登校させない手続き、これらについてはそれなりの来られたら困るそういうマイナーな理由がちゃんとあるわけです。だからその子どもはちょっと登園はね、困りますよと。これも親と納得づくの話でやっていこうという提案が今なされてるわけですね。今度その子どもの募集しないというのは、子どもが来たら困るような、そんなこの子ども自体に問題があるのかなと、こう私は思ってしまうわけです。恐らくそんなことはない。これは行政側の都合で廃園を決めてるから、職務権限で募集停止すると、こういうことになったんなどという、これは妥当な扱いかと。私はね、ちょっと強行し過ぎるんじゃないか。園児そのものの人格とかそういうものをちょっと無視してるんじゃないか、こう思えてならないわけでありませう。

で、教育長はいつも幼稚園大事だとおっしゃいますが、大事だとおっしゃったその子どもたちはどこに行ったか、保育園に行くわけですね。そういうことが予期されていたにも拘わらず、大事だ、幼稚園は大事だ、だけどね、園児募集停止だ。これは、結果として、幼稚園を大事にしたという先を見越した、先見の明のある教育委員会のやることですかね。私はそんなことはちょっとね、やり過ぎじゃないかなと思えてならない。もう少し住民側への、横浜地裁のような住民側への配慮、アフターをどうするかとかそういうふうな配慮をする中で、この問題の決着をしていかなきゃいけないんじゃないか、まだそれは係争中だからもうそれは論外だなんてそんなこの言葉じゃなくて、あの小さいたいけな子どもの心に響くような回答をですね、教育委員会はやるべきじゃないですか。それが教育という、人間を大事にするそういう機関のあるべき姿じゃないかなこう思えて私はならないわけで、どうもこの先を急ぐ紋きり型の対応しか私は考えられない、その辺のことが気になるところであります。

あと時間がもう4分しかありませんので、最後になりました、前任教育長はこんな折にはですね、強行する権限はありませんと、この場で何回も言ったんですよ。だけど、今度、教育長が変わると、いやそれは強行してもいいんだと、議会軽視も条例もかけないでも、それはどんどん進めていいんだ、そういうこの行政執行でまかり通るんだというふうにししか思えられないようなそういうあり方をですね、しばしとどまって、やはりじっくり住民側のことを考えた対応をやってもらいたい。結果として幼稚園を大事にした

ことにはなっていない。保育園に行ってるわけですから、この辺のところもしっかり洞察をして、先を見越してやっぱ対応せにゃいかんのじゃないかと思えてなりません。もう時間がもうないんですが。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。あと3分ですのでよろしく。

○教育長（西野重正君） 玖珠町立幼稚園の設置に関する条例というのがございまして、この幼稚園の条例の改正につきましては、これはもう議員ご指摘のように議会での議決、議案として議決を必要とする事項でございます。それは今後の中でそのような状況が到来をするというふうに私ども考えておるところでございます。現段階では休園という措置を取っておるところでございます。

それから、私の気持ちの中に、幼稚園の再編に強行するなんかそんな気持ちを毛頭持っておりません。私はこれまで地区説明会で、住民の方々に理解を求めるといった基本的な姿勢でお願いをしてまいりました。今後もそのような姿勢で粘り強く、真摯に住民の方々に対応し、私どもの考え方の理解を求めてまいりたいとそうように考えておるところでございます。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） そんなに穏当なお考え、個人的には僕よく分かってる方ですが、しかし、説明会の折に、これは至上命題だ、この結論は変えないと言ったんですよ。これは後からそういうことを言っても通用しない。それからなぜ休園というのをですね、そのときに休園をしますというのであれば、3月5日に言わなくて、ね、そのときに、休園をしたい、職権で募集停止をしたいとこう言うべきなのに、そっちの方ではなくて、昨日か一昨日か休園をすると、こういうことではですね、取り扱いがおかしんじゃないですかと私は言いたいわけでありまして。どうか前任教育長が言ったように、十分民意を反映して、じっくりと構えて、いたいけな子ども、町長のご挨拶にありましたように、年代のこのつながり、地域のつながりを大切にしたい町おこしをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井丈洋議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日13日は、引き続き一般質問を行います。

今日のご苦勞様でございました。

午後2時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月12日

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員